目 次

第 1 編	総論	1
第1章	村の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	村の責務及び村国民保護計画の位置づけ	1
2	村国民保護計画の構成	2
3	村国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針等	3
1	国民保護措置に関する基本方針	3
2	国民保護措置の実施に伴うその他の留意事項	4
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	村及び関係機関の役割の概要	5
2	村の事務又は業務の大綱	6
3	若松広域消防本部の事務又は業務の大綱	6
4	関係機関の連絡先	6
第4章	村の地理的、社会的特徴	7
1	地理的条件	7
2	社会的条件	8
3	地理的・社会的条件からみた国民保護措置の実施に関する留意事項	9
第5章	村国民保護計画が対象とする事態	1 0
1	武力攻撃事態等の類型	1 0
2	緊急対処事態の分類	1 3
第2編	平素からの備えや予防	1 5
第1章	組織・体制の整備等	1 5
第 1	村における組織・体制の整備	1 5
1	村の各課等における平素の業務	1 5
2	村職員の参集基準等	1 7
3	消防団の体制	1 9
4	若松広域消防本部に対する体制整備等の求め	1 9
5	村対策本部等の設置場所	1 9
6	国民の権利利益の救済に係る手続等	2 0

第 2	関係機関との連携体制の整備	2 2
1	基本的考え方	2 2
2	国機関との連携	2 2
3	県との連携	2 2
4	近接市町村等との連携	2 3
5	指定地方公共機関等との連携	2 4
6	ボランティア団体等に対する支援	2 5
第3	通信の確保	2 6
第4	情報収集・提供等の体制整備	2 7
1	基本的考え方	2 7
2	警報等の伝達等に必要な準備	2 7
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	2 9
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	3 0
第5	研修及び訓練	3 1
1	研修	3 1
2	訓練	3 1
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	3 3
1	避難に関する基本的事項	3 3
2	避難実施要領のパターンの作成	3 5
3	救援に関する基本的事項	3 6
4	運送事業者の輸送力及び運送施設の把握等	3 7
5	避難施設の指定等への協力	3 7
6	村長による現地調整所の設置	3 8
7	生活関連等施設の把握等	3 8
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	4 0
1	村における備蓄	4 0
2	村が管理する施設及び設備の整備及び点検等	4 0
第4章	国民保護に関する啓発	4 1
1	国民保護措置に関する啓発	4 1
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	4 1

第3編	武力攻撃事態等への対処	4 2
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	4 2
1	事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置	4 2
2	武力攻撃災害の兆候等に関する連絡があった場合の対応	4 6
第2章	村対策本部の設置等	4 7
1	村対策本部の設置	4 7
2	村対策本部長の権限	5 3
3	村対策本部の廃止	5 4
4	通信の確保	5 4
第3章	関係機関相互の連携	5 5
1	国対策本部及び県対策本部等との連携	5 5
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	5 5
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	5 6
4	県、他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	5 6
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	5 7
6	村の行う応援等	5 7
7	ボランティア団体等に対する支援等	5 7
8	民間からの救援物資の受入れ	5 8
9	住民への協力要請	5 8
第4章	警報及び避難の指示等	5 9
第 1	警報の伝達等	6 0
1	警報の伝達等	6 0
2	警報の内容の伝達の方法	6 0
3	警報の解除の伝達等	6 1
4	武力攻撃災害緊急通報の伝達及び通知	6 1
第 2	避難住民の誘導等	6 3
1	避難措置の指示の伝達等	6 3
2	知事の避難の指示に当たっての協力等	6 4
3	避難の指示の通知・伝達	6 5
4	避難実施要領の策定等	6 6
5	避難住民の誘導	7 0
6	避難住民の復帰のための措置	7 3

第5章	救 援	7 4
1	救援の実施	7 4
2	関係機関との連携	7 6
3	救援の内容	7 7
第6章	安否情報の収集・提供	7 8
1	安否情報の収集	7 8
2	県に対する報告	7 8
3	安否情報の照会に対する回答	7 9
4	日本赤十字社に対する協力等	8 0
第7章	武力攻撃災害への対処	8 1
第1	武力攻撃災害への対処	8 2
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	8 2
2	武力攻撃災害の兆候の通報	8 2
第 2	応急措置等	8 3
1	退避の指示	8 3
2	警戒区域の設定	8 4
3	応急公用負担等	8 5
4	消防に関する措置等	8 5
第 3	生活関連等施設等における武力攻撃災害への対処等	8 8
1	生活関連等施設の安全確保	8 8
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止及び防除	8 8
第 4	NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処	9 0
1	NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害等への対処	9 0
第8章	被災情報の収集及び報告	9 4
1	村等による被災情報の収集及び報告	9 4
第9章	保健衛生の確保その他の措置	9 5
1	保健衛生の確保	9 5
2	廃棄物の処理	9 6
第 10 章	国民生活の安定に関する措置	9 7
1	生活関連物資等の価格安定	9 7
2	避難住民等の生活安定等	9 7
3	生活基盤等の確保	9 7
第 11 章	特殊標章等の交付及び管理	9 8
1	特殊標章等	9 8
2	特殊標章等の交付及び管理	9 8
Q	特殊煙音笙に係る並乃煥発	9.9

第4編	復旧等	1 0 0
77 A TT	FA 0/5/17	4.0.0
第1章	応急の復旧	1 0 0
1	基本的考え方	1 0 0
2	公共的施設の応急の復旧	1 0 0
第2章	武力攻撃災害の復旧	1 0 1
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	1 0 2
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国等への負担金の請求	1 0 2
2	損失補償及び損害補償	1 0 2
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	1 0 2
第5編	緊急対処事態への対処	1 0 3
1	緊急対処事態	1 0 3
1	緊急対処事態	1 0 3
1 2	緊急対処事態	1 0 3
1	緊急対処事態	1 0 3
1 2 参 考	緊急対処事態 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	1 0 3 1 0 3
1 2	緊急対処事態	1 0 3 1 0 3

第1編総論

第1章 村の責務、計画の位置づけ、構成等

村は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、村の責務を明らかにするとともに、村の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

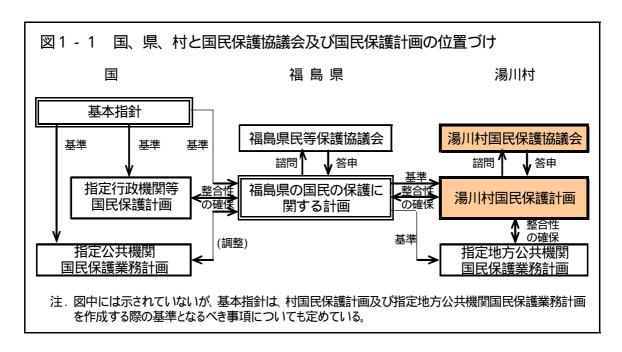
1 村の責務及び村国民保護計画の位置づけ

(1) 村の責務

村(村長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。)において、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。)及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(以下「基本指針」という。)及び福島県の国民の保護に関する計画(以下「県計画」という。)を踏まえ、湯川村の国民の保護に関する計画(以下「村国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、村の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 村国民保護計画の位置づけ

村は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、村国民保護計画を作成する。(図1-1)



(3) 村国民保護計画に定める事項

村国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ア 村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- イ 村が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のため の措置に関する事項
- ウ 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- エ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- オ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との 連携に関する事項
- カ アからオのほか、村の区域に係る国民の保護のための措置に関し村長が必要と認める事項

2 村国民保護計画の構成

村国民保護計画は、以下の各編により構成する。

《本 編》

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

《資料編》

- 3 村国民保護計画の見直し、変更手続
 - (1) 村国民保護計画の見直し
 - ア 村国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等 を踏まえ見直しを行う。
 - イ 村国民保護計画の見直しに当たっては、村国民保護協議会の意見を尊重するとと もに、広く関係者の意見を求めるものとする。
 - (2) 村国民保護計画の変更手続

村国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、村国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、村議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、村国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針等

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 国民保護措置に関する基本方針

(1) 基本的人権の尊重

村は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

村は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 住民1に対する情報提供

村は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

なお、村は、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報伝達に援護を要する者に対しても情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

村は、国、県、近隣市町村、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部(会津若 松消防署及び同消防署十文字出張所を含む。以下「若松広域消防本部」という。)並び に関係指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 住民の協力

村は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、村は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア等²により行われる国民保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

村は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び 外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、村は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

^{1 「}住民」には、居住者、滞在者、通過者など、その地域にいる者を含む。

² NPO 法人や民生委員等を意味する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

村は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、 指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断す るものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

村は、自らが実施する国民保護措置のほか、若松広域消防本部及び指定地方公共機関等が実施する村の区域に係る国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

2 国民保護措置の実施に伴うその他の留意事項

(1) 外国人に対する国民保護措置の適用等

外国人に対しては、憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されると解されていることから、村は、村の区域内に居住し、又は、滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するよう留意するとともに、国民保護措置の実施に当たっては、1の基本方針を適用する。

(2) 村地域防災計画に基づく対応

武力攻撃事態等への対処については、自然災害及び大規模事故への対応と共通する部分が多いこと、また、武力攻撃事態等の確認に時間を要する場合、初動対処等に関しては、防災体制に基づき実施することも想定されることから、湯川村地域防災計画(以下「村地域防災計画」という。)及びその他既存のマニュアル等に基づく組織及び体制等を活用する。

(3) 若松広域消防本部との連携等の確保

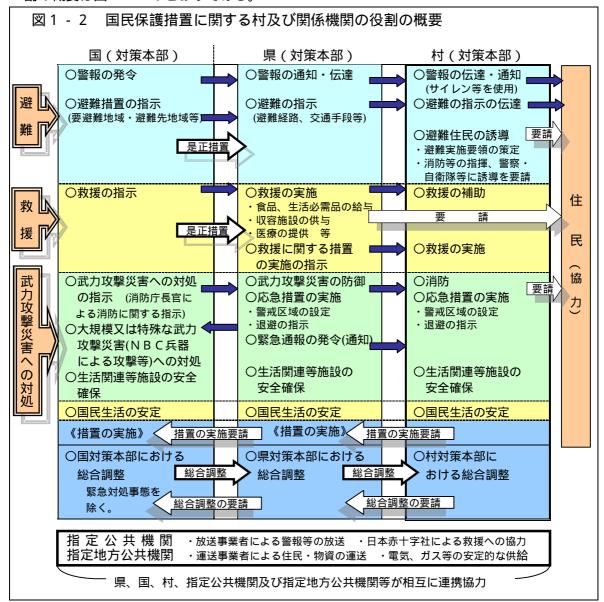
村は、若松広域消防本部との初動体制、情報連絡体制及び国民保護措置の実施に当たっての役割分担等について、この計画に定めることなどにより若松広域消防本部との連携の確保に努める。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

村は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における村の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 村及び関係機関の役割の概要

国民保護措置の実施主体である村、国(指定地方行政機関含む。) 県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「関係機関」という。)が行う国民保護措置に関する役割の概要は図1-2のとおりである。



2 村の事務又は業務の大綱

- (1) 村国民保護計画の作成
- (2) 村国民保護協議会の設置、運営
- (3) 村国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報等の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力 攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 若松広域消防本部の事務又は業務の大綱

- (1) 村国民保護計画の作成への協力
- (2) 村国民保護協議会委員への就任及び当該協議会への参加
- (3) 村国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への参加
- (4) 会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部国民保護対策本部等の組織の整備、村等の実施する訓練への協力及び参加
- (5) 村の実施する警報等の内容の伝達及び避難実施要領の策定への協力、避難実施要領に基づく避難住民の誘導、消防団との連携その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 被災者の捜索及び救出、死体の捜索等(行方不明者の捜索の一環として実施。) 安 否情報の収集その他の避難住民の救援に関する措置の実施
- (7) 消防、退避の指示の伝達、村長の行う警戒区域の設定への協力、廃棄物の処理、放射性物質等による汚染の拡大の防止、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

4 関係機関の連絡先

- (1) 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等(自衛隊含む) 村国民保護計画 資料編(以下「資料編」という。)のとおり
- (2) 県関係機関(県警察含む) 資料編のとおり
- (3) 関係市町村機関(消防機関含む) 資料編のとおり
- (4) 関係指定公共機関及び指定地方公共機関 資料編のとおり
- (5) その他関係機関 資料編のとおり

第4章 村の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するために必要となる村域の地理的、社会的特徴 等について、以下のとおり記載する。

1 地理的条件

(1) 位置及び面積

本村は、福島県の西部、会津盆地のほぼ中央に位置し、北は喜多方市、西は会津坂 下町、東・南は会津若松市と村の区域を接している。

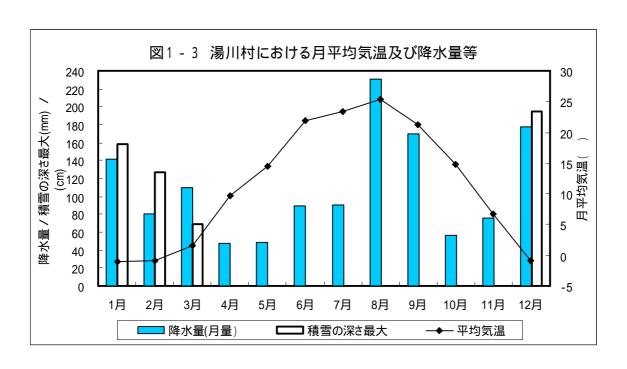
村域は、東西約4.2km、南北約4.8kmとほぼ長方形の形状で、総面積は16. 36km²である。

(2) 地勢

本村は、海抜170m~180mに位置し、河川は会津盆地の東南隅より北流する旧湯川とせせなぎ川が村の北部で合流し、村の北西部で猪苗代湖より西流する日橋川と合流し、南会津東部より北流する阿賀川(大川)が、村の北西部で日橋川と合流して西へ流れ、これらの河川はすべて阿賀野川水系となって越後平野に注いでいる。

(3) 気象

村の気候は、東日本型内陸性気候並びに盆地特有の影響を受け、冬は早くから雪が 降り、寒気も相当厳しいが、夏になると急に気温が上昇して高温となり、日較差がか なり大きい。また、春と秋の季節が比較的短いのも特徴のひとつである。



2 社会的条件

(1) 人口

ア 人口分布

本村の人口は、3,570人(平成17年10月の国勢調査による。以下同じ。)であり、その分布については、村内全域にほぼ平均的に分布をしている。

イ 高齢者等特に配慮を要する者の人口

本村における平成17年10月の高齢化(65歳以上)率は、28.0%と県平均の22.7%を5.3ポイント上回っている。

また、本村における、平成17年10月の外国人登録者数は10人である。

(2) 交通

ア道路

- ・ 本村の道路網については、村の東北部を国道121号、村の南西部を国道49 号が走り、また、主要地方道、県道、村道が東西南北に走り基本的な道路網を形成 している。
- ・ 福島県地域防災計画(以下「県地域防災計画」という。)では、本村と会津若松市、会津坂下町を結ぶ国道49号及び本村と会津若松市、喜多方市を結ぶ国道121号を第1次確保路線、本村と会津若松市、会津坂下町を結ぶ県道会津坂下河東線(主要地方道)及び本村と会津若松市、喜多方市を結ぶ県道浜崎高野会津若松線を第2次確保路線として緊急輸送路に指定している。

また、村地域防災計画では、第1次確保緊急輸送路として、上記輸送路に加え、 県道会津坂下河東線と県道浜崎高野会津若松線を結ぶ県道熊ノ目浜崎線ほか、村 道4路線を指定している。(表1-1のとおり)

イ 鉄 道

本村にある鉄道として東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」という。)の 磐越西線が、本村と会津若松市及び喜多方市を結んでいる。

表1-1 本村と隣接市町等を結ぶ道路及び鉄道路線

路線等名	区間 (隣接市町等)	区間 (隣接市町等)	備考
国道49号	会津若松市	会津坂下町	第1次確保路線(第1次確保路線)
国道121号	会津若松市	喜多方市	第1次確保路線(第1次確保路線)
主要地方道会津坂下河東線	国道49号	会津若松市	第2次確保路線(第1次確保路線)
県道浜崎高野会津若松線	会津若松市	喜多方市	第2次確保路線(第1次確保路線)
村道浜崎高瀬笈川線	県道浜崎高野会津若松線	県道浜崎高野会津若松線	(第1次確保路線)
村道笈川堂畑西線	県道浜崎高野会津若松線	県道会津坂下塩川線	(第1次確保路線)
村道勝常王領線	県道熊ノ目浜崎線	会津若松市	(第1次確保路線)
村道亀ヶ代中ノ目線	県道会津坂下河東線	国道49号	(第1次確保路線)
磐越西線	会津若松市	喜多方市	J R 東日本

- 注1.「福島県地域防災計画」、「湯川村地域防災計画」等による。
 - 2. 備考欄に記載のある「確保路線」とは、災害発生時に確保される県の緊急輸送路の指 定区分であり、()は村の指定区分による。

(3) 自衛隊施設等

本村は、陸上自衛隊は東北方面隊、海上自衛隊は横須賀地方隊、航空自衛隊は中部 航空方面隊の担当地域となる。

表1-2 県内の自衛隊施設

	区分	駐屯地名	部 隊 名	所在市町村名
屆	上自衛隊	福島駐屯地	・東北方面隊第6師団 第44普通科連隊	福島市
			・東北方面隊第2施設団 第11施設群	
		 郡山駐屯地	・東北方面隊第6師団 第6特科連隊	郡山市
			・東北方面隊第6師団 第6高射特科大隊	

3 地理的・社会的条件からみた国民保護措置の実施に関する留意事項

(1) 高齢者等の住民避難

ア 本村は、現在高齢化が進行しており、全村的に高齢者の比率や 1 人暮らしの高齢者世帯も増加していることから、高齢者など特に配慮を要する者に対する避難誘導のあり方や避難手段の確保方法に留意する必要がある。

イ 積雪時の住民避難については、避難の経路や交通手段が限定されるとともに、移動に長い時間を要する可能性があるため、高齢者等の避難住民の健康管理を適切に 行う必要性が高いことに留意する必要がある。

第5章 村国民保護計画が対象とする事態

村国民保護計画においては、以下のとおり基本指針及び県計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等の類型

(1) 武力攻撃事態等の類型

基本指針及び県計画には、武力攻撃事態等として、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の4類型が示されており、村国民保護計画においても基本指針等と同様の事態を想定する。

なお、各類型の詳細については表1-3のとおりである。

表 1 - 3 基本指針における武力攻撃事態等の類型

衣1・3				
類型	武力攻撃等の特徴及び対応等の留意点			
着上陸侵攻	《特 徴》 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、国内へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。《対応の留意点》 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。			
ゲ リ ラ や 特 殊 部 隊 による攻撃	(特 徴) 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾(以下「ダーティボム」という。)が使用される場合がある。《対応の留意点》 ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、県及び県警察は、村、若松広域消防本部及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。			

類型	武力攻撃等の特徴及び対応等の留意点
弾 道 ミサイル 攻 撃	《特 徴》 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で国内に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 《対応の留意点》 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。
航空攻擊	《特 徴》

(2) 武力攻撃事態等においてNBC兵器が使用された場合の対応等

基本指針及び県計画における、NBC兵器が使用された場合の対応等については、表1-4のとおりであり、村国民保護計画においても基本指針等における対応等を踏まえて対応することとする。

表1-4 基本指針におけるNBC兵器が使用された場合の対応等

表 1 - 4 基 4	F指針におけるNBC 兵器が使用された場合の対心等
区分	NBC兵器が使用された場合の対応等
	核兵器を用いた攻撃(以下「核攻撃」という。)による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能(物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能)による残留放射線によって生ずる。核爆発によって、 熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、 爆発時に生じた放射能をもった灰(放射性降下物)からの放射線と、 初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち 及び は、爆心地周辺において被害をもたらすが、 の灰(放射性降下物)は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。
核兵器等	放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。
生物兵器	生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。
化学兵器	一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。このため、国、県、村及び若松広域消防本部等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急対処事態の分類

(1) 緊急対処事態の類型

基本指針及び県計画において、緊急対処事態は、攻撃対象施設等による分類及び攻撃手段による分類に区分され、表1 - 5 のとおりそれぞれ2 つのパターンが示されており、村国民保護計画においても当該事態を対象として想定する。

表1-5 基本指針における緊急対処事態の類型

衣 I - 分類	区分	- のける紫思刈処争	被害の概要
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対すれる 事態	原子力事業所等の 破壊 石油コンビナートがでは 一トではできる。 一トではできる。 一トではできる。 一トではできる。 一トではできる。 一トではできる。 一トではできる。 一トではできる。 一トではできる。 一トではできる。 一トではできる。 一トではできる。 「できる。」 「できる。 「でき。 「でき。 「でき。 「でき。 「でき。 「でき。 「でき。 「でき	原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害 ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ダムが破壊された場合の主な被害 ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
等による分類攻撃対象施設	多数の人が集合 する施設、大量 運送機関等に対 する攻撃が行わ れる事態	大規模集客施設、 ターミナル駅等 の爆破 列車等の爆破	○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷 する特性を有す る物質等による 攻撃が行われる 事態	ダの射能の射能の大源等地に混している。 「一人の大源を表生のでは、 がより、 では、 がは、 がは、 がは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	放射性物質等 ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。 生物剤(毒素を含む。)による攻撃 ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。 ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。 化学剤による攻撃 ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。
	破壊の手段とし て交通機関を用 いた攻撃が行わ れる事態	航空機等による 多数の死者を伴 う自爆テロ 弾道ミサイル等 の飛来	主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(2) 緊急対処事態においてNBC兵器が使用された場合の対応等 基本指針及び県計画における、NBC兵器が使用された場合の対応等については、 表1-4のとおりであり、村国民保護計画においても基本指針等における対応等を踏 まえて対応することとする。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 村における組織・体制の整備

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 村の各課等における平素の業務

- (1) 村(各課等及びその他の執行機関等をいう。以下同じ。)は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、表2-1のとおり平素から武力攻撃事態等に備えた業務を行う。
- (2) 村における国民保護に関する業務の総括、各課等間の調整及び企画立案等については、総務課(国民保護法制担当部署)が行うものとする。

表2-1 各課等における平素の業務(本庁機関)

担	当	課		平	素	Ø	業	務
総	務	課	・国民保護協議対領の・対域のの主のは、対域を関係をできませる。 対域の のいまれる では はいまれる では はいまれる では はいまれる では いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ	の本策備防連つ及対国る調計付運部定蓄災携いび応へこ整画に営ににのとにに関いて関関に織関の報関請(関関す	関すす関等す訓にす求するるのでは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	こと とこすと 関るとす と	: と 農業部	門関係を除く)

担当課	平 素 の 業 務
住民税務課	・安否情報の収集体制の整備に関すること ・住民等に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・避難施設の運営体制の整備に関すること ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・被災地のメンタルヘルスケアに関すること ・廃棄物処理に関すること ・被害地の衛生指導及び防疫に関すること ・社会福祉協議会等との連絡調整に関すること ・税の減免措置等に関すること ・その他必要な業務
産業建設課	・被害情報の収集及び広報に関すること(農業部門関係) ・農産物の技術対策に関すること ・被災農業者に対する農林金融に関すること ・観光客等の対策に関すること ・被災時の村内商工業者との連絡調整及び物資提供の依頼に関すること ・道路(村道・農道)の被害情報の収集及び広報に関すること ・飲料水等の確保に関すること ・復旧に関すること ・その他必要な業務
議会事務局	・議会との連絡調整に関すること・その他必要な業務
出納室	・公金の管理に関すること・その他必要な業務
教育委員会	・教育施設等の被害調査等に関すること ・被災児童等への学用品等の調整に関すること ・教職員等との連絡調整に関すること ・保育児の避難対策及び措置に関すること ・その他必要な業務
武力攻擊災害時 要援護者支援班 (住民税務課、総務課)	1 避難支援プランに関すること 2 武力攻撃災害時要援護者に対する情報伝達に関すること 3 武力攻撃災害時要援護者の避難支援業務に関すること 4 福祉避難所及び避難所における武力攻撃災害時要援護者窓口等に関す ること

2 村職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

村は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の初動対応 に万全を期するため、「村地域防災計画」で定める体制等を活用し、武力攻撃事態等 に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 2 4 時間即応体制の確立

村は、武力攻撃が発生した場合、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、「村地域防災計画」で定める体制等を活用するととともに、若松広域消防本部との連携を図りつつ当直の強化を行うなど、速やかに村長及び国民保護担当職員等に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 村の体制及び職員の参集基準等

村は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、表2-2の体制を整備するとともに、その参集基準を表2-3のとおり定める。

この際、村長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

表 2 -	. 2	事態の状況に応じた体制の確立
12 4		

事態の状況	体制の	判断基準	体 制
	村の全課での対応は不要だが	担当課体制	
事態認定前	村の全課での対応が必要な場合(被災現場からの情報により多数 緊急事態連絡室		
	の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合) 体制		
	村の全課での対応は不要だが、情報		
		収集等の対応が必要な場合	担当課体制
	村国民保護対策本部設置	村の全課での対応が必要な場合	
事態認定後	の通知がない場合	(被災現場からの情報により多数	緊急事態連絡室
争您能足沒		の人を殺傷する行為等の事案の発	体制
		生を把握した場合)	
	村国民保護		
	政府より村国民保護対策本部設置の通知を受けた場合対策本部体制		

表 2 - 3 職員参集基準

体制	参 集 基 準
担当課体制	国民保護担当課(総務課)職員が参集
	原則として、村国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行
緊急事態連絡室体制	うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都
	度判断
村国民保護対策本部体制	全ての村職員が役場庁舎等に参集

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

ア 村の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電 話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

幹部職員及び国民保護担当職員に対しては、「村地域防災計画」で定める情報伝達ルートにより連絡を行う。

イ 職員への伝達手段は、一般加入電話等を利用するものとする。

また、国民保護法第50条に基づき、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が業務計画で定めるところにより行う警報の放送があった場合、速やかに参集するよう、あらかじめ職員に周知を図る。

(5) 配備職員数

- ア 表 2 2 、 2 3 で定める体制における配備職員数については、あらかじめ定める配備編成計画において、それぞれの職員配備体制ごとに定める。
- イ ただし、緊急事態連絡室体制の場合においては、武力攻撃及び武力攻撃災害の状況や特殊性等を考慮して、緊急事態連絡室長(村長)等の指示により、配備編成計画で定める配備職員数によらない配備ができるものとする。
- ウ 配備職員については、勤務時間外に武力攻撃災害が発生した場合の交通の混乱・ 途絶等の事態を考慮して、集合場所である庁舎等までの距離、担当業務等を勘案して、 あらかじめ各課長が指定しておくものとする。
- (6) 配備体制における職員の所掌業務

村は、表2-2、2-3で定める体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌業務を定める。

- (7) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応
 - ア 村の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。
 - イ 「湯川村国民保護対策本部及び湯川村緊急対処事態対策本部条例(平成18年3月22日条例第9号。以下「村国民保護対策本部条例」という。)」で規定する村対策本部長、村対策副本部長及び村対策本部員の代替職員については、表2-4のとおりとする。

表 2 - 4 村対策本部長及び村対策副本部長の代替職員

名 称	指定職員		代 替 職 員	
口机	旧た喊貝	第1順位	第 2 順位	第3順位
対策本部長	村 長	副村長	総務課長	住民税務課長
対策副本部長	副村長	総務課長	住民税務課長	産業建設課長

表中の「副村長」とは平成19年4月1日より適用するものとし、当該期日の前までは「助役」と読み替えるものとする。以降、本計画において同じ。

(8) 交代要員等の確保

村は、村地域防災計画で定める防災に関する体制を活用しつつ、村国民保護対策本部(以下「村対策本部」という。)を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保 等

3 消防団の体制

(1) 消防団の充実・活性化の推進等

- ア 村は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携 し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情 報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活 性化を図る。
- イ 村は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとと もに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。
- ウ 村は、若松広域消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 若松広域消防本部に対する体制整備等の求め

村は、若松広域消防本部と連携して初動措置を行えるよう、若松広域消防本部に対し、 村における参集基準等と同様に、あらかじめ、初動体制の整備及び職員の参集基準を定 めるよう求める。

この際、村は、若松広域消防本部における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時において若松広域消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置を実施できるよう初動措置における業務の分担を定めることなどにより体制を整備する。

5 村対策本部等の設置場所

ア 表2-2、2-3に定める体制の設置場所は、表2-5のとおりとする。

- イ 設置予定場所には、平常時から通信設備等を整備し、配備体制の設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。
- ウ 大規模な武力攻撃等が発生したことにより、村役場が被災し、村役場に配備体制 を設置することが不可能な場合の代替機能については、同時に被災する可能性の少 ない他の地区を候補として検討を行う。

表2-	5	各配備体制の設置場所等
<i>त</i> र ∠ -	כ	合肥油外型切迹直场灯表

配 備 体 制	設 置 区 分	設 置 場 所	代替設置場所
	業務実施場所	役場 1 階総務課内	ユースピアゆがわ1階多目的ホール
担当課体制	プレスルーム	役場1階小会議室	1-スピアゆがわ2階和室3
	自衛隊等連絡班室	役場 1 階総務課内	ユースピアゆがわ1階多目的ホール
四名束线法协会	業務実施場所	役場 2 階大会議室	ユースピアゆがわ1階多目的ホール
緊急事態連絡室	プレスルーム	役場 1 階小会議室	1-スピアゆがわ2階 和室3
体制	自衛隊等連絡班室	役場 1 階総務課内	ユースピアゆがわ1階多目的ホール
北京口尔莱拉尔	対 策 本 部	役場 2 階大会議室	ユースピアゆがわ1階多目的ホール
村国民保護対策	プレスルーム	役場 1 階小会議室	ユースピアゆがわ2階和室3
本部体制	自衛隊等連絡班室	役場 1 階総務課内	ユースピアゆがわ1階多目的ホール

6 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 住民等の権利利益の迅速な救済

- ア 村は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。(表2-6)
- イ 村は、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、住民等の権利利 益の救済のため迅速に対応する。

表2-6 住民の権利利益の救済に係る手続項目一覧及び担当課

夜~~0 住民の権利利益の救済に係る于続項日一見及び担当議			
月囯	国民保護法において規定される手続項目及び担当課		
	特定物資の収用に関すること。(第81条第2項)		
	特定物資の保管命令に関すること。 (第81条第3項)		
損 失 補 償 (第159条第1項)	土地等の使用に関すること。(第82条)		
【住民税務課】	応急公用負担に関すること。(第113条第2項)		
	車両等の破損措置に関すること。		
	(第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)		
損害補償	国民への協力要請によるもの。		
(第160条)	(第70条第1、3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)		
【総務課】			
不服申立てに関すること。(第6、175条)【総務課】			
訴訟に関すること。(第6、175条)【総務課】			

(2) 住民等の権利利益に関する文書の保存

- ア 村は、住民等の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の 要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、村文書編集・保存・ 処理要綱の定めるところにより、適切に保存する。また、住民等の権利利益の救済を 確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に 確実に保管する等の配慮を行う。
- イ 村は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

村は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、若松広域消防本部、関係指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係機関と相互に連携協力することが必要となるため、以下のとおり、関係機関との連携体制の整備のあり方等について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

村は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、村地域防災計画等で規定する防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

村は、国、県、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

村は、必要に応じて、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

この場合、村国民保護協議会の組織を活用すること等により、関係機関の積極的な 参加が得られるように留意する。

2 国機関との連携

(1) 自衛隊との連携

村は、武力攻撃事態等において、自衛隊の部隊等の派遣の要請(国民保護等派遣要請)等が円滑に行えるよう、自衛隊福島地方協力本部及び陸上自衛隊第6特科連隊(郡山駐屯地)との連絡体制を整備するなどの連携の確保を図る。

(2) 関係指定地方行政機関等との連携

村は、武力攻撃事態等において、村の区域に係る国民保護措置が円滑に行えるよう、 関係指定地方行政機関及び当該機関の出先機関等との連携を図る。

3 県との連携

(1) 県との連携体制の整備

村は、県の緊急連絡先等について把握するとともに、情報伝達等が円滑に行えるよう、県との連携体制を整備する。

なお、県との連携体制の整備に当たっては、表2 - 7の事項の調整に留意する。

表2 - 7	7 県	との連携確保のための調整における主な留意事I	百
10 4	71.	- 少年1516162720間在160717 0146日本中2	·54

措置の内容	留 意 事 項		
	知事の避難の指示実施時における提示事項		
	避難実施要領の記述内容		
() [] = \mathred{m} + +4	避難誘導時における関係機関等の役割分担		
住民の避難 	村長が警報等の内容を伝達する対象		
	避難及び運送手段の確保方法		
中継施設の指定・調整等			
	救援に関する関係機関の役割分担		
 避難住民の救援	避難住民の受入可能人数		
	安否情報の収集及び提供の方法		
	生活関連等施設の状況		
 武力攻撃災害	放射性物質等による汚染の拡大防止のための措置の役割分担		
への対処	応急措置等の内容の役割分担		
	被災情報の収集及び提供の方法		
	自衛隊の国民保護等派遣の手続き等		
共通事項 	国民保護措置等に対する安全確保の配慮		

(2) 県との情報共有

村は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を円滑に行うために必要となる情報について県との共有を図る。

(3) 県による村の行うべき事務の代行

村は、県が、村長の行うべき国民保護措置の全部又はその一部を村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(4) 村国民保護計画の県への協議

村は、県に対する国民保護計画の協議を通じ、県の行う国民保護措置と村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(5) 県警察との連携

村長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を住民等に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

4 近接市町村等との連携

- (1) 近接市町村との連携
 - ア 村は、近接する市町村の国民保護法制担当部署等の連絡先を把握するとともに国民保護措置の実施に当たって必要となる情報の共有を図る。
 - イ 村は、近接する市町村の国民保護計画の内容について協議し、調整を図るととも に、村の区域を越える避難、NBC兵器を用いた攻撃による特殊な武力攻撃災害へ

の対処などの国民保護措置を実施する場合においても、的確かつ迅速に対応できるよう、他の市町村と締結している防災に関する相互応援協定等の内容に関し必要な 見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、住民避難、物資及び資材の供給 等における近接市町村との連携体制の整備を図る。

(2) 消防機関との連携

ア 村は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、若松広域消防本部及び近接する市町村の消防機関」との応援体制の整備を図るとともに、必要に応じ、既存の消防応援協定等の見直し、又は、当該協定等に基づく応援要請が可能な範囲を明確にすること等により、消防機関相互の連携及び相互応援体制の整備を図る。

イ 村は、県から提供された情報等により、消防本部におけるNBC対応可能部隊数 及びNBC対応資機材の保有状況など消防に関する情報を把握する。

5 指定地方公共機関等との連携

(1) 指定地方公共機関等の連絡先の把握

村は、県から提供された情報等により、関係指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先等を把握するとともに指定地方公共機関等と緊密な連携を図る。

(2) 医療機関との連携

ア 村は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう若松広域消防本部と調整を図った上で、最寄りの災害医療センター(基幹災害医療センター:公立大学法人福島県立医科大学附属病院、地域災害医療センター:財団法人温知会会津中央病院をいう。以下同じ。)、救命救急センター、両沼郡医師会及び県会津保健福祉事務所等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の情報伝達・収集方法を把握することなどにより、広域的な連携を図る。

イ NBC災害等の特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター²等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

ア 村は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災 に準じた必要な連携体制の整備を図る。

イ 村は、区域内の事業所等における防災対策等への取組みを支援するとともに、県 と連携の上、民間事業者等の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保 に努める。

¹ 消防組織法第9条による定義。消防本部、消防署及び消防団を指す、以下同じ。

² 化学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒について、その治療に必要な情報の収集と整備並びに問合わせに対する情報提供等を行い、医療の向上を図ることを目的にした財団法人で、 中毒情報の問合わせに対する回答、 中毒防止に関する講演会の開催等の啓蒙教育活動、 中毒情報に関する資料の収集と整備、 中毒に関する教育、研究の支援等の事業を行う。茨城県つくば市に所在。

6 ボランティア団体等に対する支援

- (1) 自主防災組織等に対する支援
 - ア 村は、自主防災組織及び行政区等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護 措置の周知及び自主防災組織等の活性化を図るとともに、自主防災組織等相互間、 消防団及び村等との連携が図られるよう配慮する。
 - イ 村は、国民保護措置についての訓練への参加について協力を要請するとともに、 自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。
- (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

村は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社福島県支部湯川村分区、社会福祉法人湯川村社会福祉協議会(以下「村社会福祉協議会」という。)その他のボランティア関係団体及びNPO等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動等が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

村は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要 な、非常通信体制の整備等通信の確保について、以下のとおり定める。

(1) 非常通信体制の整備

村は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対 策の推進を図るものとし、災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること 等を目的として、関係省庁、地方公共団体及び主要な電気通信事業者等で構成される 非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意点等

- ア 村は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実に行うため、同 報系その他の防災行政無線の整備及び全国瞬時警報システム (J-ALERT) の整備や 情報伝達ルートの多ルート化、停電等に備え非常用電源の確保を図るなど、災害時 における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。
- イ 非常通信体制の確保に当たって、村は、災害時において確保している通信手段を 活用するとともに、表2-8の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

非常通信体制の確保における留意事項

非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を 含めた管理・運用体制の構築を図る。

武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線 系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生 時における情報収集体制の整備を図る。

無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を

武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信 設備を定期的に総点検する。

夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の

武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに電源供給が絶 たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保 等の条件を設定した上で、地域住民等への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に 関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

無線通信系の通信輻輳時の通信の確保に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における 運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信、消防 救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、 円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

住民等に情報を提供するに当たっては、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい 者及び外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手

段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行 い、体制の整備を図る。

運

施

設

設

備 面

田

第4 情報収集・提供等の体制整備

村は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報の提供、警報の通知及び 伝達、被災情報の収集及び報告、安否情報の収集及び整理等を行うため、情報収集及び 提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集及び提供のための体制の整備

村は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を迅速に収集、整理し、関係機関及び住民等に対しこれらの情報を適時、適切に提供等するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及 び提供を行うとともに、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意 する

(3) 関係機関における情報の共有

村は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に 留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達等に必要な準備

- (1) 警報等の伝達体制等の整備
 - ア 村は、知事から警報の内容の通知があった場合等における住民及び表 2 9 の関係のある公私の団体への伝達方法(伝達先・伝達手段・伝達順位)について、当面の間は、現在村が保有するサイレン、その他の手段を活用することとし、あらかじめ定めておくとともに、住民等に対し伝達方法等について事前に説明することなどにより周知を図る。

表2-9 警報の内容の通知があった場合等に伝達する関係ある公私の団体

湯川村消防団、行政区、民生委員、日本赤十字社福島県支部湯川村分区、農業協同組合、商工会等

- イ 村は、警報等の内容を伝達するに当たっては、高齢者、障がい者及び外国人その 他情報伝達に援護を要する者に対し配慮するため、民生委員や村社会福祉協議会、 日本赤十字社福島県支部湯川村分区及び財団法人福島県国際交流協会等とあらかじ め警報の内容等の伝達に当たっての役割について協議した上で、協力体制を構築する
- ウ 村は、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難 な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し警報の内容等が伝達される よう特に配慮する。
- エ 村が、警報の内容を通知する「その他の関係機関」については、表2 10のと おり県との役割を定める。

役2-10 60他の関係機関への言和の内谷の地がにはる先との役割力担				
その他関係機関名	村	県		
消防本部	若松広域消防本部	全消防本部		
関係指定公共機関 指定地方公共機関	-	0		
国 関 係 機 関 (自衛隊含む。)	- 緊急の場合、自衛隊福島地方協力本部 及び陸上自衛隊第6特科連隊(郡山駐 屯地)等に情報提供			
社会福祉協議会	村社会福祉協議会	県社会福祉協議会		
医 師 会	両沼郡医師会	県医師会		
避 難 施 設	避難施設(村立学校、公民館等村立 の施設等)	避難施設(県立学校等県立の施設、福 祉避難所、民間避難施設)		
協定締結先機関	村が締結している機関	県が締結している機関		

表2-10 その他の関係機関への警報の内容の通知に係る県との役割分担

(2) 県警察との連携

村は、武力攻撃事態等において、住民等に対する警報の内容等の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(3) 国民保護に係るサイレンの住民等への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民等に十分な周知を図る。

(4) 大規模集客施設等に対する警報等の伝達のための準備

村は、県から警報等の内容の通知を受けたときに、村長が迅速に警報等の内容の伝達を行うこととなる村の区域内に所在する学校、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して表2-11のとおり定める。

表2-11 大規模集客施設等に対する警報の内容の伝達に係る県との役割分担

施設等の名称	村	県			
学校(避難施設指 定校を除く。)	村立幼稚園・学校・保育所	県立学校、私立幼稚園・小・中・高校			
病院院	-	災害医療センター、感染症指定病院等 県医療情報システムによる伝達は、登録機 関全てに実施。			
駅・空港・港湾	J R 笈川駅 (JR東日本)	福島空港、小名浜港、相馬港 (JR東日本、会津鉄道株式会社、阿武 隈急行株式会社、野岩鉄道株式会社)			
大規模集客施設	湯川公民館等	県営施設			
大規模集合住宅	村営住宅	県営住宅			
官公庁・事業所	湯川村工業団地事業所	(関係する国の機関には通知)			

(5) 民間事業者等の協力の確保

村は、民間事業者等が、警報等の内容の伝達や住民の避難誘導等を村と連携して実施できるよう、県と連携の上、民間事業者等と協力体制の確保に努める。

- 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備
 - (1) 安否情報の種類及び報告様式
 - ア 安否情報の種類

武力攻撃事態等において、村長が収集する安否情報の対象は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民〔村の住民以外の者(外国籍の者を含む。)が、村に在るときに負傷した場合及び村で死亡した場合を含む。〕である。安否情報として収集する内容は、表2-12のとおりである。

表 2 - 1 2 収集、報告すべき安否情報の内容

1 避難住民(負傷・疾病した住民も同様)

氏名(フリガナ)

出生の年月日

男女の別

住所(郵便番号を含む。)

国籍(日本国籍を有しない者に限る。)

~ のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。) 避難施設等の居所

負傷又は疾病の状況

及び のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 安否情報の回答等についての希望等

- ア 親族・同居者への回答の希望
- イ 知人への回答の希望
- ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意
- 2 死亡した住民(上記 ~ に加えて)

死亡の日時、場所及び状況

遺体の安置されている場所

村長が、安否情報を収集する場合、「武力攻撃事態等における安否情報の収集 及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定め る省令(平成17年総務省令第44号)」(以下「安否情報省令」という。)第 1条に基づき、避難住民及び負傷住民については、「安否情報収集様式(避難住 民・負傷住民)(様式第1号)」により、死亡住民については、「安否情報収集 様式(死亡住民)(様式第2号)」により行う。

イ 安否情報の報告

村長が、知事に対し安否情報を報告する場合、安否情報省令第2条に規定する「安否情報報告書(様式第3号)」により行う。

収集した安否情報の整理を円滑に行う観点から、安否情報の報告は、できる限 り電子データにより行う。

(2) 安否情報収集のための体制整備

ア 村は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、村における安否情報の整理担当部署を総務課、安否情報の回答責任部署 を住民税務課と定めるとともに、職員に対し、必要な研修及び訓練を行う。 また、県の安否情報体制〔担当部署(報告方法・報告先)、県の情報収集先等〕の確認を行う。

- イ 村は、若松広域消防本部に対し、当該消防本部が収集した安否情報を整理し、村に対し提供することができるよう、あらかじめ、安否情報の整理担当部署を定めるよう要請する。
- (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握等
 - ア 安否情報の収集機関の把握

村は、安否情報の収集を円滑に行うため、村の区域内の医療機関、介護施設、社会福祉施設、諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

イ 安否情報の収集先機関への周知

村は、あらかじめ若松広域消防本部及び避難施設の管理者等に対し、武力攻撃事態等において、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、安否情報を含む個人情報の取扱いについての整理を要請するとともに、安否情報の報告先等及び安否情報省令第1条及び第2条に定める「安否情報収集様式(様式第1号、第2号)」及び「安否情報報告書(様式第3号)」の周知を図る。

ウ 日本赤十字社が行う外国籍の者に関する安否情報の収集等への協力 村は、日本赤十字社が行う外国籍の者に関する安否情報の収集等に協力するため、 村が管理する外国籍の者に関する安否情報の保有機関の所在及び連絡先等につい て、あらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

村は、武力攻撃災害の発生に伴う被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、被災情報の収集及び報告に当たる部署を総務課と定め、必要な体制の整備を図る。

- (2) 被災情報収集のための準備
 - ア 村は、被災情報の報告については、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)及び火災・災害等即報要領に基づく報告基準に基づき行うことになるため、あらかじめ、村の区域内に所在する生活関連等施設の管理者等に対し、当該要領等に基づく被災情報の提供についての協力を依頼する。
 - イ 村は、若松広域消防本部に対し、火災・災害等即報要領等に基づき県に報告した被 災情報についての提供を依頼する。
- (3) 担当者の育成

村は、あらかじめ定められた情報収集・連絡担当部署である総務課の担当者が、情報収集及び報告に係る正確性の確保等のために必要な知識を習得できるよう研修や訓練を通じ育成に努める。

第5 研修及び訓練

村職員等は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

村は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

- (2) 職員等の研修機会の確保
 - ア 村は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用 し、多様な方法により研修を行う。
 - イ 村は県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に 関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト³、 e - ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。
- (3) 外部有識者等による研修

村は、職員等の研修の実施に当たっては、県、若松広域消防本部の消防吏員、自衛隊、県警察の職員及び学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓 練

- (1) 訓練の実施
 - ア 村は、若松広域消防本部、近隣市町村、県及び国等関係機関と共同するなどして、 国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を 図る。
 - イ 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、若松広域消防本部、県警察及び自衛隊等との連携を図る。
- (2) 訓練の形態及び項目
 - ア 訓練を計画するに当たっては、実際に人及び物等を動かす実動訓練、状況付与に 基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践 的な訓練を実施する。
 - イ 防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。 村対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び村対策本部設置運営訓練

³ 国民保護ポータルサイト: http://www.kokuminhogo.go.jp/ 総務省消防庁ホームページ: http://www.fdma.go.jp/

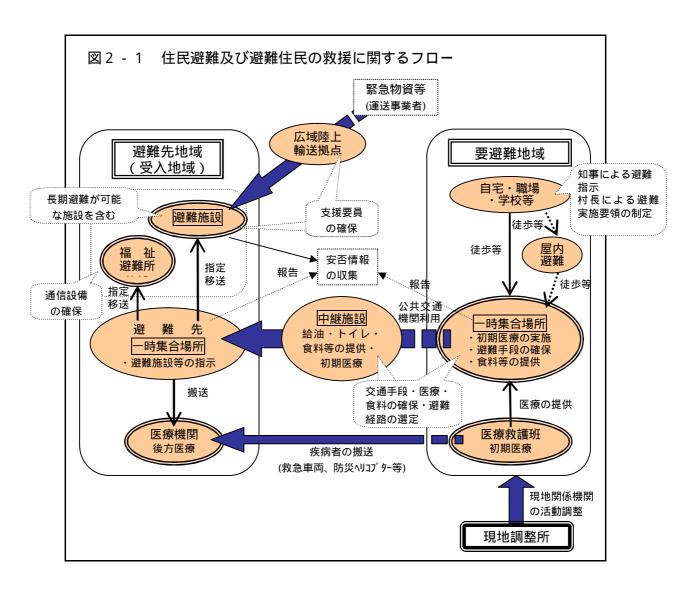
警報及び避難の指示等の内容の伝達訓練並びに被災情報及び安否情報に係る情報収集訓練

避難誘導訓練及び救援訓練

- (3) 訓練に当たっての留意事項
 - ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
 - イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当た り、行政区、民生委員及び民間事業者等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障 がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図 られるよう留意する。
 - ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、村国民保護計画の見直し作業等に反映する。
 - エ 村は、行政区、自主防災組織及び民間事業者等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、 住民の参加が容易となるよう配慮する。
 - オ 村は、県と連携し、学校、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁及び事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報等の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
 - カー村は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。



1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

村は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、表2-13の基礎的資料を収集し、資料編に取りまとめる。

表 2 - 1 3	避難実施時に必要となる主な基礎的資料

基礎資料名	収集すべき資料の内容等
地 図	村の区域内の住宅地図 地勢及び道路・鉄道網が記されている地図 県内図、隣接市町村及び県内図を含めた広域的地図
人口分布	地区(字)ごとの人口、世帯数 昼夜別人口等
武力攻擊災害時 要 援 護 者 等	高齢者等特に配慮を要する者及び当該者の担当者等 避難を行う地域単位に作成したリスト(災害時要援護者の避難支援プラン) 医療機関等自ら避難することが困難な者が入院、滞在している施設
輸 送 力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等
避難施設	避難施設、福祉避難所等の所在地(地図情報含む)、収容能力等 避難施設の開設手順及び開設担当者(部署)
備 蓄 物 資・ 調達可能物資	備蓄物資の数量及び備蓄場所 協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等
民間事業者等	避難誘導時に協力が得られる民間事業者等 大規模事業所等の従業員数及び避難方法
生活関連等施設	避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの

(2) 隣接する市町村との連携の確保

村は、村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を合同で行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 若松広域消防本部との連携の確保

村は、避難誘導を行う場合に備え、平素から、国民保護法第62条に基づき、若松 広域消防本部と協力して避難誘導を実施するため次のア、イを定め、避難誘導時における連携を図る。

ア 避難誘導を行うに当たっての村及び消防機関の役割

村

避難誘導に関する指揮・全体調整・措置の実施、運送の確保

若松広域消防本部

原則として、消火、救助・救急活動を優先し、当該活動に支障のない範囲で、 村と協力し、避難誘導を実施

消防団

村長の指揮により、若松広域消防本部消防長及び会津若松消防署長(十文字 出張所長を含む。)の所管の下で避難誘導を実施

イ 村長の指示の求め

村長は、アの役割分担に拘らず、避難住民の誘導に関し、避難誘導活動を円滑かつ迅速に行う必要があり、消火活動等より、避難誘導活動を優先する必要があると判断した場合等特に必要があると認める場合は、会津若松地方広域市町村圏整備組合の管理者に対し、当該組合の消防本部消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示することを求める。

(4) 避難誘導時において給与・提供する食料・医療等の確保

村長は、避難住民を誘導する際に行う、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供等について、あらかじめ、食糧等の備蓄状況等を踏まえ、県その他関係機関と協議し対応について定める。

- (5) 高齢者、障がい者等の武力攻撃災害時要援護者への配慮
 - ア 村は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等自ら避難することが困難な者の避難について、災害時への対応として作成する避難支援プランなどと併せて検討し、武力攻撃災害時要援護者に対し、速やかに正しい情報を伝達し、避難などに備えられるよう体制の整備に努める。
 - イ 村は、避難誘導時において、防災・福祉関係課を中心とした横断的な「武力攻撃 災害時要援護者支援班(避難所を開設した場合、各避難所には武力攻撃災害時要援 護者班)」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。
- (6) 民間事業者等からの協力の確保

村は、避難住民の誘導時において、民間事業者等の協力を得ることが重要となることから、民間事業者等の協力が得られるよう、県と連携の上、平素から、協力が得られる民間事業者等を把握するとともに、連携・協力体制の確保に努める。

(7) 学校や事業所との連携

村は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することも想定されるため、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換を行うとともに避難訓練等を通じて、手順等を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

村は、消防庁が作成するマニュアル等を参考として、次の事項に配慮の上、教育委員会など村の執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊、民生委員等の関係機関と意見交換を行い、避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

- ア 季節における配慮事項(冬期間の避難方法等)
- イ 観光シーズンや昼間における配慮事項(通勤・通学者及び観光客等への対応)
- ウ 混雑時や交通渋滞時における発生状況等

3 救援に関する基本的事項

- (1) 救援に関する事務の県との役割分担
 - ア 村は、救援に関する事務に係る県との役割分担等について、初動体制の迅速性の 確保や災害時における村の応急救助の実施状況等を踏まえ、県の権限における救援 の事務のうち、原則として、表 2 - 1 4 について村が行うよう、あらかじめ定める。
 - イ 村は、救援に関する措置の実施に関しては、県計画に準じて行う。
 - ウ 村は、表2-14に定めていない事務を行う必要が生じた場合には、必要に応じ、 当該事務の実施に係る役割分担等について県と調整する。
 - エ 村は、アにより村長が行うこととされた救援に関する事務のうち、次の事務の実施については若松広域消防本部に協力を要請することができるよう、あらかじめ定める。

被災者の捜索及び救出

死体の捜索(行方不明者の捜索の一環として実施。)

表2-14 村と県との救援の実施に関する事務の役割分担

		** [[[[]]]]] [
救援に関する 措置の内容	村〔村長〕	県 (知事)		
収容施設の供与	避難所(福祉避難所・長期避難住宅 を除く。)の設置	避難所〔福祉避難所、長期避難住宅(借 上げ含む。)〕の設置 市町村が設置した避難所の運営支援 応急仮設住宅(借上げ含む)の供与		
食品・飲料水及び生活 必需品等の給与・供給 又は貸与	炊き出しその他による食品の給与 飲料水の供給 被服、寝具その他生活必需品の給与 又は貸与 備蓄物資及び村が締結している協定等 に基づく食品等の確保及び配分	炊き出しその他による食品の給与 飲料水の供給 被服、寝具その他生活必需品の給与又は 貸与 県が締結している協定等に基づく食品等の 確保及び配送		
緊急物資の受入れ、配送	県から配送される食品等の避難住民への配分	0		
医療の提供及び助産	医療〔村が編成した医療救護班による医療の提供〕 助産	医療 (県が編成した医療救護班 (大規模又は 特殊な医療の提供)及び日本赤十字社福島県 支部による医療、薬剤等の支給等) 助産		
被災者の捜索及び救出				
埋葬及び火葬		市町村の区域を越える調整が必要な場合の 対応		
電話その他の通信設 備の提供	-			
武力攻撃災害を受け た住宅の応急修理	〇 (緊急に修理が必要な場合)			
学用品の給与	〇〔村立学校〕	○ (県立学校・私立学校) 市町村の区域を越える調整が必要な場合の対応		
死体の捜索及び処理	0	○ 日本赤十字社福島県支部が行う場合を含む。		
武力攻撃災害によって住 居又はその周辺に運び込 まれた土石、竹木等で、 日常生活に著しい支障を 及ぼしているものの除去	0	県管轄施設における除去、除去された土石等 の処理に広域的な調整が必要な場合の対応 等		

(2) 県が行う救援の補助

村は、(1)の救援の実施に関する事務についての県と定めた村の役割分担とされる事務以外の事務に関し、必要に応じ、県が行う救援を補助する。

(3) 基礎的資料の準備等

村は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料について、県が収集する表2-15の資料について提供を受けること等により、あらかじめ準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

表2-15 救援実施時に必要となる主な基礎的資料

基礎資料名	収集すべき資料の内容等
	避難施設(福祉避難所等を含む。)の所在地(地図情報含む)、収容能力等
避難施設等	一時集合場所等応急仮設住宅が建築可能な場所
	仮設住宅として利用可能な賃貸住宅等
 備 蓄 物 資・	協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等
	主要な民間事業者の連絡先等
│ 調達可能物資 │	応急仮設住宅建築用、応急修理用資機材の調達先等
輸 送 力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等
	NBC兵器による疾病に対処可能な医療機関の所在、病床数等
医療機関等	NBC兵器による疾病に関し専門知識を有する医療関係者
	臨時の医療施設として利用可能な場所等
日本赤十字社	日本赤十字社福島県支部に対する委託内容
墓地及び火葬場	所在、対応可能人数等

4 運送事業者の輸送力及び運送施設の把握等

村は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や運送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び運送施設に関する情報の把握 村は、県が保有する村の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び運送施設に関す る情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

村は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定等への協力

(1) 避難施設の指定等への協力

ア 村は、県が行う避難施設の指定及び指定の廃止、用途変更等に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

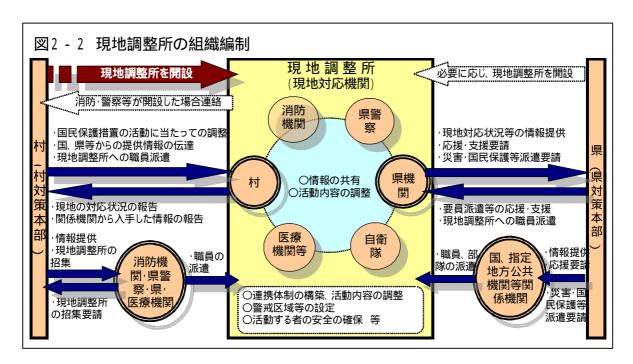
イ 村は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県 と共有するとともに、県と連携して住民等に周知する。

(2) 避難施設の運用等

村は、県が作成した「避難所運営マニュアル作成の手引き」及び「避難所運営マニュアル(作成例)」(平成18年3月)を参考に作成する、「村避難所運営マニュアル」に準じて、避難施設を運用するとともに、村職員及び住民等に対し、平素から、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。

6 村長による現地調整所の設置

村長は、武力攻撃災害が発生した場合、現地における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施するための活動調整を行う現地調整所を速やかに設置できるよう、若松広域消防本部、県(会津地方振興局、会津保健福祉事務所)、県警察、自衛隊及び医療機関等と運用の手順等について意見交換等を行う。



7 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

- ア 村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとと もに、県との連絡体制を整備する。
- イ 村は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日 閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通 知)に基づき、村が管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方につい て定める。

表2-16 生活関連等施設の種類及び所管省庁

12 - 10		可到连守他成V/重积及UT	<u> </u>				
国民保護 法施行令	号	施設の種類	所管省庁名	県所管部署 (対策本部設置後)			
	. –	発電所、変電所	経済産業省	県民安全領域(原子力発電所:			
	1号			地域づくり班、その他:企業班)			
	2号	ガス工作物	経済産業省	県民安全領域(環境保全班)			
		取水施設、貯水施設、浄水	†	健康衛生領域(健康衛生班)			
	3号	施設、配水池					
	4 🖂	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	県民環境総務領域			
笠 つった	4号			(県民環境総務班)			
第27条	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	県民安全領域(企業班)			
	6号	放送用無線設備	総務省	知事公室(知事公室班)			
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	河川港湾領域(河川港湾班)			
	8号	滑走路等、旅客ターミナル	国土交通省	都市領域(都市班)			
	ㅇ도	施設、航空保安施設					
	9 묵	ダム	国土交通省	農村整備領域、河川港湾領域			
	95			(農村整備班、河川港湾班)			
	1号	危険物	総務省消防庁	県民安全領域(環境保全班)			
	2号	毒劇物 (毒物及び劇物取締	厚生労働省	健康衛生領域(健康衛生班)			
		法昭和25年法律第303号)					
	3号	火薬類	経済産業省	県民安全領域(環境保全班)			
	4号	高圧ガス	経済産業省	県民安全領域(環境保全班)			
	5 묵	核燃料物質(汚染物質を含	文部科学省	県民安全領域(地域づくり班)			
		む。)	経済産業省				
	6号	核原料物質	文部科学省	県民安全領域(地域づくり班)			
第28条	U -5		経済産業省				
カンとの水	7号	放射性同位元素(汚染物質	文部科学省	県民安全領域(地域づくり班)			
	, ,	を含む。)	ļ				
	8号	毒薬及び劇薬(薬事法昭和	厚生労働省	健康衛生領域、生産流通領域			
		35 年法律第 145 号)	農林水産省	(健康衛生班、生産流通班)			
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	県民安全領域(環境保全班)			
		生物剤、毒素	各省庁	県民安全領域、健康衛生領域、			
	10 号			生産流通領域他(環境保全班、			
			ļ	健康衛生班、生産流通班)			
	11号	毒性物質	経済産業省	県民安全領域他(環境保全班)			

(2) 村が管理する公共施設等における警戒

村は、村が管理する公共施設等について、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考の上、警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

村が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 村における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために 備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則 として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、 武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体 制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や 天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが 合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備 等を行うこととされており、村としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連 携しつつ対応する。

(3) 県との連携

村は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、 県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 村が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

村は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

村は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

村は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

村は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。この際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

村は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織等の協力も得ながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

村教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、村立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

- ア 村は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の村長等に対する通報義務、不審物等 を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への 周知を図る。
- イ 村は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民が とるべき対処についても、内閣官房が作成した「武力攻撃やテロなどから身を守る ために」など国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活 用しながら、住民に対し周知するよう努める。
- ウ 村は、日本赤十字社福島県支部、県、消防機関などと連携し、傷病者の応急手当 について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生した場合や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるが、村は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階等においても、住民の生命、身体及び財産の保護のため、被災現場における初動的な被害への対処が必要となると想定される。

また、他の市町村において武力攻撃が発生している場合や何らかの形で武力攻撃災害の兆候等に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制の強化が必要となる。

このため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うことが極めて重要であることから、政府による 事態認定の前の段階等における村の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

- ア 村職員は、住民からの通報、消防吏員及び警察官からの通報若しくは県からの 連絡その他被災現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又 は発生のおそれを把握した場合は、直ちにその旨を村長、幹部職員、関係課及び 消防団等に報告する。
- イ アの場合、村長は、速やかに、県、若松広域消防本部及び県警察等の関係機関に対 し連絡するとともに、村として的確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置 する。

緊急事態連絡室の要員については、図3 - 1のとおり定める。

- ウ 若松広域消防本部は、住民からの通報を受けた場合又は村職員からアの報告を 受けた場合、速やかに情報伝達体制及び初動対処に必要な体制を確立するものと する。
- エ 緊急事態連絡室は、消防機関及び県警察その他関係機関を通じて当該事案に係る 情報収集に努め、国、県、関係指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関に 対し表3-1の伝達ルートにより迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室 の設置について、県に連絡する。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における 消防機関との通信を確保する。

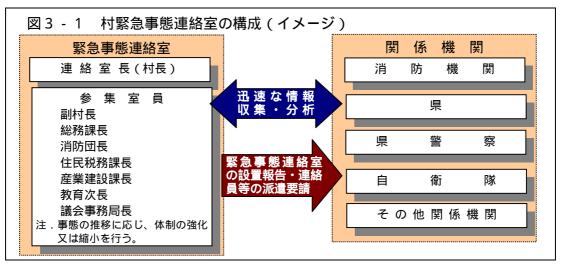


表3-1 各課等における関係機関への情報伝達ルート

情報	情 報 伝 達 担 当 課						
国機関	自衛隊	総務課					
	県民安全領域、会津地方振興局	総務課					
1日 +纵 8号	会津保健福祉事務所	住民税務課					
早機関	県警察 (会津坂下警察署)	総務課					
	その他関係領域、事務所	総務課等(関係担当課)					
近隣市町村		総務課					
若松広域消防本部、海	易川村消防団	総務課					
関係指定公共機関	両沼郡医師会等、日本赤十字社福島県支 部、最寄りの災害医療センター、その他医 療機関	住民税務課					
指定地方公共機関	運送事業者(機関)	産業建設課					
その他の公共機関 村の区域内に	ガス事業者 (生活関連等施設を含む。)	産業建設課					
所在又は関係す	電気・通信事業者等	産業建設課					
る機関等に限る。	(生活関連等施設の管理者を含む。)						
	道路管理事業者	産業建設課					
生活関連等施設の	水道事業者	産業建設課					
管理者	危険物質等の取扱者	総務課					
	学校等教育機関	教育委員会					
多数の者が利用す	医療機関(災害医療センターを含む)	住民税務課					
る施設(県と伝達先	社会福祉施設、介護施設	住民税務課					
を分担)	その他集客施設等	総務課					
	(大規模事業所・大規模集客施設)						
	放送事業者等	総務課					
その他	行政区、民生委員、自主防災組織の代表等	総務課、住民税務課					
CONE	村社会福祉協議会	住民税務課					
	農業協同組合、商工会等	産業建設課					

注.伝達方法(手段、伝達順位)等については、資料編等に定める。

(2) 初動措置の確保

- ア 村は、緊急事態連絡室において、各機関との連絡調整に当たるとともに、被災現場において消防機関が行う消防法に基づく火災警戒区域1又は消防警戒区域2の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、自ら又は村長の委任を受けて、その職権を行使する村職員注が現場にいないときは、警察官に要求することにより、災害対策基本法に基づく避難の指示3、警戒区域の設定等4を行うとともに、自ら又は関係機関と協力し災害対策基本法等に基づく救助その他必要な応急措置5を行う。また、村長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。
- イ 村は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示(措置も可能) 警 戒区域の設定等6が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- ウ 村長は、政府による武力攻撃事態等の認定(以下「事態認定」という。)が行われたにもかかわらず、村に対し、内閣総理大臣から、市町村国民保護対策本部(以下「市町村対策本部」という。)を設置すべき市町村の指定がない場合においても、必要に応じ、自ら又は村長の委任を受けて、その職権を行使する村職員注に命ずることにより、若しくは、警察官に要請することにより国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定を行うとともに、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定について要請するなどの措置を行う。

なお、村長又は村長の委任を受けて、その職権を行使する村職員注が退避の指示、 警戒区域の設定を行う場合、若松広域消防本部と調整の上行うこととし、次の事項 について協力を要請する。

退避の指示

消防車両等を利用した住民への退避の指示の伝達、退避する住民の誘導等 警戒区域の設定等

県警察と連携した区域の設定(ゾーニング) 村の要請に基づく立入制限・禁止等の協力、消防車両等を利用した住民等への伝達

注 文中の「職員」とは平成19年4月1日より適用するものとし、当該期日の前までは「吏員」と読み替えるものとする。(以下同じ。)

¹ 消防法第23条の2

² 消防法第28条、第36条

³ 災害対策基本法第60条、第61条

⁴ 災害対策基本法第63条

⁵ 災害対策基本法第62条。

⁶ 警察官職務執行法第4条

(3) 関係機関への支援の要請

- ア 村長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、 消防組織法又は災害対策基本法等に基づき7、県や他の市町村等に対し支援を要請す る。
- イ 村長は、政府による事態認定が行われたにもかかわらず、村に対し、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定がない場合においても、必要があると認められるときは、国民保護法又は消防組織法等に基づき、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 村対策本部への移行に要する調整

- ア 緊急事態連絡室を設置した後、政府において事態認定が行われ、村に対し、内閣 総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合、直 ちに村対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止 する。
- イ 村長は、村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の応急措置 を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要 の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

(5) 放送事業者等に対する情報提供

村長は、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握した場合、若しくは、当該事案に対する初動措置を行った場合等において、住民の生命等の安全の確保又は混乱防止を図る観点から、放送事業者等に対し、災害時の「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関するガイドライン」(平成18年7月 福島県)の情報伝達方法等を準用し、必要な情報を提供する。

(6) 緊急事態連絡室を廃止する場合の通知等

村は、情報収集等の結果、武力攻撃若しくは武力攻撃災害が発生していないと確認された場合等緊急事態連絡室を廃止する場合、国及び情報伝達先機関に対し、1(1)工及び表3-1に基づき連絡する。

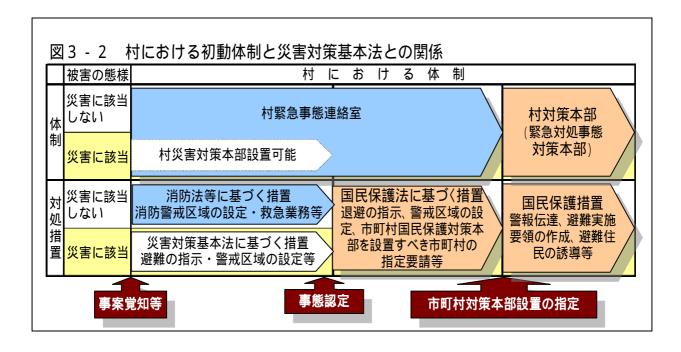
-

⁷ 消防組織法第39条(消防の相互応援) 第42条(消防と警察の相互協力) 第44条(消防庁長官の 要求に基づく消防の応援又は支援:緊急消防援助隊等) 災害対策基本法第67条(他の市町村長等に対 する応援の要求) 第68条(知事に対する応援の要求等)等。

- 2 武力攻撃災害の兆候等に関する連絡があった場合の対応
 - ア 村は、国から県を通じて、警戒体制の強化等を求める通知や連絡があった場合や事態認定が行われたにもかかわらず村に対し、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定がない場合等において、村長が不測の事態に備えた即応体制を強化する必要があると判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置し、即応体制の強化を図る。

この場合において、村長は、情報連絡体制、職員の参集体制、関係機関との通信・ 連絡体制及び生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、村の区域において事案が 発生した場合に迅速に対応できる体制を構築する。

イ 村長は、アの体制をとった場合、若松広域消防本部に連絡するとともに、必要な体制をとるよう要請する。



第2章 村対策本部の設置等

村対策本部を迅速に設置するため、村対策本部を設置する場合の手順や村対策本部の組織、機能、村対策本部長の権限等について、以下のとおり定める。

1 村対策本部の設置

(1) 村対策本部の設置の手順

村対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

村長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を通じて市町村対策本 部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

イ 村長による村対策本部の設置

指定の通知を受けた村長は、直ちに村対策本部を設置する。

なお、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、第1章1(4)に基づき村対策 本部に切り替える。

ウ 村対策本部員及び村対策本部職員の参集

村対策本部担当者は、村国民保護対策本部員(以下「村対策本部員」という。) 村対策本部職員等に対し、参集時の連絡手段として第2編第1章第1の2(4)で定める携帯電話等の連絡網を活用し、村対策本部に参集するよう連絡する。

エ 村対策本部の開設

村対策本部担当者は、第2編第1章第1の5及び表2-5で定める役場庁舎2 階大会議室に村対策本部を開設するとともに、村対策本部に必要な各種通信システムの起動及び通信手段の状態の確認、資機材の配置等必要な準備を行う。

村長は、村対策本部を設置したときは、村議会に村対策本部を設置したことを報告する。

村対策本部は、表3-1の情報伝達ルートにより関係機関に対し、速やかに村対策本部を設置したことを通知する。

また、若松広域消防本部に対し、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部 国民保護対策本部等を設置するよう要請する。

オ 交代要員等の確保

村対策本部は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

村は、役場庁舎2階大会議室(対策本部の設置場所)が被災した場合等で、村 対策本部を村庁舎内に設置できない場合、第2編第1章第1の5及び表2-5で 定める村対策本部の代替設置場所等に村対策本部を設置する。

村長は、村の区域を越える避難が必要で、村の区域内に村対策本部を設置することができない場合、知事と村対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

村長は、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、村における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 村対策本部の組織構成等

ア 村対策本部の組織構成

村対策本部の組織構成は図3-3のとおりとする。

村対策本部長は、必要があると認める場合、国の職員、若松広域消防本部消防 長の指名する消防吏員、その他村の職員以外の者を村対策本部の会議に出席させる ことができる。

イ 部及び措置実施班の組織編制等

村対策本部長を補佐するため、村対策本部内に各課等を基準とした部を置き、各課長等が部長となり各部を掌握し、副村長がそれらすべての部を総括する。

また、本部事務は総務部(総務課)で担当し、副村長の指示を受けて、各部への業務の振分け(意思決定以外の業務)調整等を行う。

村対策本部における決定内容等を踏まえて、各部に措置を実施する各班(各課各係等)及び住民税務課を中心的とした横断的な組織として武力攻撃災害時要援護者支援班を置く。

各部における各班の組織編制及び所掌業務は表3-2のとおりとする。

各部長は、各班と円滑な連絡調整を図るとともに、総務部へその結果等については随時報告をし調整を図るものとする。

図3-3 村対策本部の組織構成 《措置実施班(各係)》 村対策本部 《村対策本部部体制(各課)》 部 総 括 村対策本部長 各班の長は各部長が命ず 決定内容の指示 副村長 村 るものとする。 指示 村対策副本部長 本部事務担当部 副村長 庶務・広報班(総務係) 総務部(総務課) 部 長:総務課長 副部長:総務係長 財務管理班(企画財政係) :企画財政係長 村対策本部員 武力攻擊災害時 ┚業務振分・調整┖ 報告等 要援護者支援班 1 教育長 (住民税務課・総務課) 2 消防団長 生活厚生部 (住民税務課) 税 務 班(税務係) 3 消 防 部 長:住民税務課長 (消防吏員) 副部長:税務係長 福祉班(住民福祉係) " :住民福祉係長 4 総務課長 :保健係長 5 住民税務課長 保健衛生班(保健係) 6 産業建設課長 7 教育次長 産業商工班(産業振興係) 産業建設部 (産業建設課) 8 議会事務局長 部 長:産業建設課長 (農業委員会事務局長) 建設土木班(建設係) 副部長:産業振興係長 :建設係長 村対策本部員会議 上下水道班(上下水道係) :上下水道係長 村対策本部長が必要と認 学校教育班(学校教育係) める場合、国の職員その 育 部 (教育委員会) 他村職員以外の者を村対 社会教育班(社会教育係) 部 長:教育次長 策本部の会議に出席させ 副部長:学校教育係長 幼稚園班(幼稚園) ることができる。 :社会教育係長 保育所班(保育所) : 公民館総務係長 給食センター班(学校給食共同調理場) 部 (議会事務局) 長:議会事務局長 議 会 班(議会事務局) 出 納 部 (出 納 室) 出 納 班(出 納 室) 現地対応部署 村現地対策本部 避難所運営班 現地対策本部長 (武力攻擊災害時要援護者班) 村対策副本部長、対策本 部員のうちから本部長 が指名する者 消防 現地調整所

表3-2 各班の組織編制及び所掌業務

(X)			
部功	归名	所掌業務	
		1 村対策本部及び本部会議の運営に関すること	
		2 各部が収集した情報を踏まえた村対策本部長の意思決定に係る補佐に関すること	
		3 村対策本部長が決定した方針に基づく各部(課)に対する具体的な指示に関すること	
		4 村が行う国民保護措置に係る業務の総括及び各部との連絡調整に関すること	
		5 村対策本部員や職員のローテーション管理に関すること	
		6 村対策本部員の食料の調達等庶務に係る事項に関すること	
		7 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に	関
		すること	
		8 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること	
	血	9 近隣市町村との連携に関すること	
	庶務	10 被災状況や村対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外	的
	•	な広報活動に関すること	
	広報班	11 避難実施要領の策定に関すること	
	拟	12 退避の指示及び警戒区域の設定に関すること	
	2)1	13 職員の非常招集及び人事管理に関すること	
1415		14 消防機関、県警察、消防団及び自主防災組織等との連絡調整に関すること	
総務		15 公用車等の配車計画に関すること	
部		16 交通情報の連絡調整に関すること	
		17 避難施設の運営体制の整備に関すること	
		18 特殊標章等の交付等に関すること	
		19 救援に関する事務の県との役割分担に関すること	
		20 総合的な被災情報の収集及び広報に関すること	
		21 報道機関への対応に関すること	
		22 その他本部長が命ずる国民保護措置の実施に関すること	
		1 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約に関す	る
		こと	
		被災情報 避難や救援の実施状況 武力攻撃災害への対応状況	
	財	安否情報その他部統括者等から収集を依頼された情報	
	符	2 村対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること	
	財務管理班	3 通信回線や通信機器の確保に関すること	
	班	4 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること	
		5 予算の措置及び国への請求に関すること	
		6 村有財産の保全管理に関すること	
		7 その他本部長が命ずる国民保護措置の実施に関すること	
	税	1 税の減免措置に関すること	
	務班	2 課税資料の収集整理に関すること	
	バエ	3 その他本部長が命ずる国民保護措置の実施に関すること	
		1 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること	
	福祉	2 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること	
		3 社会福祉協議会との連絡調整に関すること(ボランティアの要請・受け入れ、炊き出し等	.)
		4 援助物資の配給に関すること	
生	班	5 食料品類、毛布衣料、寝具、燃料等生活必需品の調達・配給に関すること	
生活厚生部		6 被災者のメンタルヘルスケアに関すること	
厚生		7 住民の安否情報の収集に関すること	
部		8 その他本部長が命ずる国民保護措置の実施に関すること	
		1 廃棄物処理に関すること	
	/ ₽	2 簡易トイレの設置、塵芥、し尿に関すること	
	保健衛生	3 死体の埋火葬に関すること	
	衛	4 医療機関の被害調査及び応急対策に関すること 5 被災地における応急医療に関すること	
	生班		
	址	6 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること 7 他の医療機関との連絡調整に関すること	
		8 その他本部長が命ずる国民保護措置の実施に関すること	

部功	肝名		所 掌 業 務
디디지	,± Ц	1	
		2	農地、農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること
		3	農道の被害調査及び応急対策に関すること
		4	農作物等の技術対策に関すること
	産業商	5	主要食料の確保、配給に関すること
	棄	6	被災農業者の農林金融に関すること
	뿌	7	商工業関係被害調査及び応急対策に関すること
	工班	8	間工業関係被害調査及び応急対策に関すること 観光業者の被害調査及び応急対策に関すること
产		9	観光客の対策に関すること
業		10	村内商工業者との連絡調整及び物資提供の依頼に関すること
建		11	その他本部長が命ずる国民保護措置の実施に関すること
産業建設部		<u></u> 1	道路、河川、橋梁、その他公共土木施設の被害調査及び応急対策に関すること
"	建設土	2	村道、避難所周辺その他必要箇所の除雪対策に関すること
	平	3	復旧に関すること
	木班	4	仮設住宅の設置に関すること
	址	5	その他本部長が命ずる国民保護措置の実施に関すること
	누	1	
	下	2	エト小旦ル設寺の被告調査及び心忌対策に関すること 飲料水の確保に関すること
	水道班	3	その他本部長が命ずる国民保護措置の実施に関すること
	班	,	
		1	教育施設等の被害調査及び応急対策に関すること
		2	被害地の応急教育及び教職員の動員に関すること
	学	3	被災児童及び生徒への学用品等の調整に関すること
	校	4	被災児童及び生徒の保健管理に関すること
	教	5	学童の避難に関すること
	学校教育班	6	教職員との連絡調整に関すること
		7 8	避難者への教育施設の開放に関すること 被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関すること
		9	その他本部長が命ずる国民保護措置の実施に関すること
	社	1	社会教育施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること
	会数	2	文化財等の保全管理に関すること
	社会教育班	3	その他本部長が命ずる国民保護措置の実施に関すること
教育部	班		
部	幼稚	1	幼児教育施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること
П	稚	2	児童の避難対策及び措置に関すること
	園班	3	被災児童のメンタルヘルスケアに関すること その他本部長が命ずる国民保護措置の実施に関すること
		<u>4</u> 1	ての他本部長が叩りる国民体護指重の美施に関りること 保育施設の被害調査及び応急対策に関すること
	保	2	保育児の避難対策及び措置に関すること
	育所	3	被災保育児のメンタルヘルスケアに関すること
	班	4	その他本部長が命ずる国民保護措置の実施に関すること
	<i>4</i> Δ		
	給食セ		
	セ	1	被災児童、生徒に対する学校給食に関すること
	ンタ	2	その他本部長が命ずる国民保護措置の実施に関すること
	ĺ 班		
<u> </u>	~/1		
議	議	1	村議会議員との連絡調整に関すること
議会部	会班	2	その他本部長が命ずる国民保護措置の実施に関すること
미	>/⊥		
ш	出	1	応急対策等に要する経費の経理に関すること
出納部	出 納	2	その他経理全般に関すること
部	班	3	その他本部長が命ずる国民保護措置の実施に関すること
<u> </u>			

部班名		
者支援班 害時要援護 武力攻撃災		住民税務課及び総務 課職員により編成
時要援護者班) (武力攻擊災害	2 避難所における女台情報の収集寺に関すること 3 避難所における武力攻撃災害時亜援護者対策(亜援護者田窓口の設	あらかじめ定める避 難所担当職員派遣計 画に基づき編成
消防団	1 武力攻撃災害への対処に関すること(援助を含む。)2 住民の避難誘導に関すること3 その他消防団の業務に関すること	

(4) 村対策本部における広報等

- ア 村は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぎ、住民に適時適切な情報提供、武力攻撃災害等に伴う相談対応等を行うため、総務部において当該事態に係る情報を一元的に取り扱うとともに広報広聴体制についても整備を図る。
- イ 住民等への情報伝達については、広報車等の利用、コミュニティ放送局に対する 放送協力の依頼、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ のほか様々な広報手段を活用し、迅速に提供できる体制を整備する。
- ウ 住民等への情報提供に当たっては、次に留意する。

提供する情報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、情報 を提供する時機を逸することのないよう迅速に対応する。

村対策本部において重要な方針を決定した場合など提供する情報の重要性等に応じて、村長自ら記者会見を行う。

住民等への情報提供に当たっては、県国民保護対策本部(以下「県対策本部」という。)と連携の上行う。

(5) 村現地対策本部の設置

- ア 村長は、避難住民が多い地域や武力攻撃災害による被災者が多数に及ぶ地域等において、現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国武力攻撃事態等現地対策本部(以下「国現地対策本部」という。)及び県国民保護現地対策本部(以下「県現地対策本部」という。)との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、村対策本部の事務の一部を行うため、村現地対策本部を設置する。
- イ 村現地対策本部長及び村現地対策本部員は、村対策副本部長、村対策本部員その 他の職員のうちから村対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

ア 村長は、武力攻撃災害が発生した場合、その被害の軽減及び被災現場等において 措置に当たる要員の安全を確保するため、現地における関係機関〔県(会津地方振 興局、会津保健福祉事務所等)消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等〕の活動を 円滑に調整する必要があると認めるとき又は関係機関から招集の要請があり、必要 があると認めるときは、村(現地指揮責任者)が、現地調整所を設置し、関係機関 との情報共有及び活動調整を行う。

なお、現地調整所は、設置場所、現地調整所における調整事項等について、若松 広域消防本部と調整した上で設置する。

イ 村は、消防機関又は県警察等の関係機関現地責任者が現地調整所を設置したとの 連絡を受けた場合には、速やかに、他の関係機関に対し現地調整所の設置について伝 達するとともに当該調整所に職員(現地指揮責任者)を派遣し、関係機関との情報共 有及び活動調整を行う。

2 村対策本部長の権限

村対策本部長は、村の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国 民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確 かつ迅速な実施を図る。

(1) 村の区域内の国民保護措置に関する総合調整

村対策本部長は、村の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、村が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

- (2) 県対策本部長に対する総合調整の要請等
 - ア 村対策本部長は、村の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため 必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県並びに関係指定公共機関及び指 定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。
 - イ 村対策本部長は、村の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため 必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、国対策本部長が指定行政機関及び 関係指定公共機関が実施する国民保護措置に関し、総合調整を行うよう要請するよう 求める。

この場合、村対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関 等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

村対策本部長は、県対策本部長に対し、村の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

村対策本部長は、総合調整を行うに当たって必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、村の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 村教育委員会に対する措置の実施の求め

- ア 村対策本部長は、村教育委員会に対し、村の区域に係る国民保護措置を実施する ため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。
- イ アの場合において、村対策本部長は、措置の実施を求める理由、求める措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

3 村対策本部の廃止

- ア 村長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を経由して市町村対策 本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、村対策本部 を廃止する。
- イ 村長は、村対策本部を廃止したときは、村議会に村対策本部の廃止を報告する。 また、表3-1の情報伝達ルートを用いて、速やかに、村対策本部を廃止したことを通知する。
- ウ アの場合において、武力攻撃事態等及び武力攻撃災害等の状況に応じ、村長が、必要と認めたときは、緊急事態連絡室等の体制をとる。

4 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

村は、携帯電話若しくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク) 地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、村対策本部と 村現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実 施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

村は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

村は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信 統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と村との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

- 1 国対策本部及び県対策本部等との連携
 - (1) 国対策本部及び県対策本部との連携 村は、県対策本部及び県を通じ国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等に より密接な連携を図る。
 - (2) 国現地対策本部及び県現地対策本部との連携 村は、国現地対策本部及び県現地対策本部が設置された場合、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県及び国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。
- 2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等
 - (1) 知事等への措置要請
 - ア 村は、村の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。
 - イ アの場合、村は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして 行う。
 - (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め 村は、村の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があ ると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に所 掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うよう求める。
 - (3) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請
 - ア 村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、 関係指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実 施に関し必要な要請を行う。
 - イ アの場合、村は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をで きる限り明らかにする。

- 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等
 - ア 村長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣(国民保護等派遣)の要請を行うよう求めることができる。
 - イ 村長は、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合、努めて当該区域を担当する自衛隊福島地方協力本部長〔第1優先連絡先(地域事務所等を含む。)〕又は第6師団長(第2優先連絡先)を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする東北方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。

ただし、通信の途絶等のため村長がこれらの者に連絡が取れない場合においては、 第6特科連隊長を通じて、東北方面総監、横須賀地方総監又は中部航空方面隊司令官 介し、防衛大臣に連絡する。

ウ 村長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動〔内閣 総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づく出動(自 衛隊法第81条)〕により出動した部隊とも、村対策本部及び現地調整所において緊 密な意思疎通を図る。

- 4 県、他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託
 - (1) 他の市町村長等への応援の要求
 - ア 村長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
 - イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合に は、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
 - (2) 県への応援の要求

村長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

- (3) 事務の一部の委託
 - ア 村が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託 するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

委託事務に要する経費の支弁の方法

その他事務の委託に関し必要な事項

- イ 他の地方公共団体に対する事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の 委託の廃止を行った場合、村は、上記事項を公示するとともに、知事に届け出る。
- ウ 事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止を行った場合は、 村長はその内容を速やかに村議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

ア 村は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは 指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人 をいう。)に対し、当該職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自 治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求 める。

イ 村は、アの要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、アの職員の派遣について、あっせんを求める。

6 村の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ア 村長等は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施 することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、 正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、村長は、所定の事項を村議会に報告するとともに、村は公示を行い、県に届け出る。
- (2) 関係指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

村長は、関係指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

村は、自主防災組織による警報等の内容の伝達、自主防災組織や行政区長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力を求めるに当たっては、安全を十分に確保するとともに、適切な情報の提供及び活動に対する資材の提供等自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

- (2) ボランティア活動への支援等
 - ア 村は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に 確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断す る。
 - イ 村は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県、村社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部及び日本赤十字社福島県支部湯川村分区と連携し、又は、他のボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるボランティ

アの活動環境について配慮するとともに、村社会福祉協議会が、避難先地域等における救援活動の拠点となる現地災害救助ボランティアセンターを設置する場合、当該協議会のボランティアニーズの調査・情報収集、ボランティアの募集・活動状況等の周知、ボランティアの受入登録・配置等に協力することにより、ボランティアの技能等の効果的な活用を図る。

8 民間からの救援物資の受入れ

- ア 村は、関係機関の協力を得ながら、受入れを希望する物資、数量及び受入期間等を速やかに把握し、その内容のリスト及び送り先について、県に報告するとともに 自ら周知を図る。
- イ 村は、国、県及び関係機関等と連携し、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への 配送等の体制の整備等を図る。

また、県から、救援物資等の受入れ、保管及び配送体制の確立及び運営についての協力依頼があった場合、可能な限り対応する。

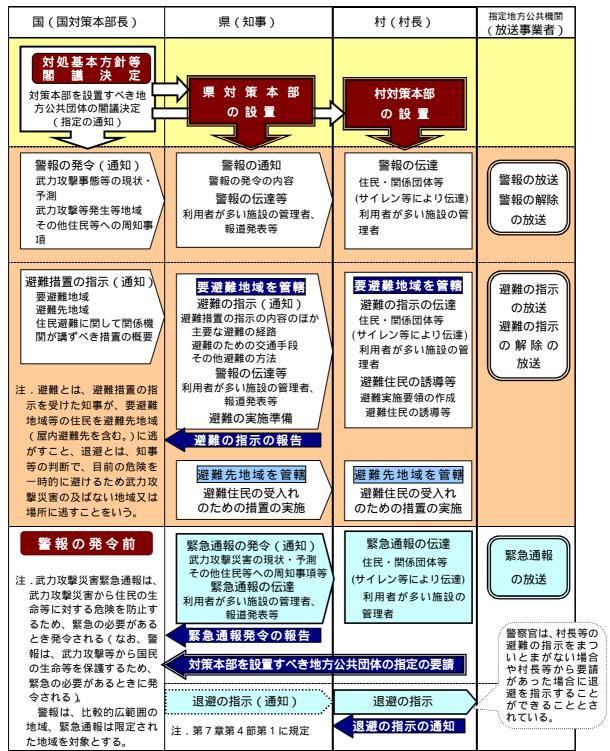
9 住民への協力要請

村長又は村の職員は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ア 避難住民の誘導(国民保護法第70条関係)
- イ 避難住民の救援(同法第80条関係)
- ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 (同法第115条関係)
- エ 保健衛生の確保(同法第123条関係)

第4章 警報及び避難の指示等

図3-4 住民の避難に関する措置等における国、県及び村の対応等



注. 県及び村は、警報の解除及び避難の指示の解除においても同様に対応する。

第1 警報の伝達等

村は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

村は、県から、警報の内容の通知を受けた場合には、住民、表 2 - 9 で定める公私の団体等及び表 2 - 1 1 で定める大規模集客施設等の管理者に対しては、第 2 編第 1 章第 4 であらかじめ定めた伝達方法により、速やかに警報の内容を伝達する。

また、表2-10で定めるその他の関係機関に対しては、第3編第1章の1及び表3-1で定めた情報伝達ルート等により、速やかに警報の内容を通知する。

《警報の内容》

武力攻撃事態等の現状及び予測

武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域 その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(2) 警報の内容の通知

ア 村は、村の他の執行機関〔村教育委員会等〕及び表 2 - 10で定めるその他の関係機関に対し、第3編第1章の1及び表3 - 1で定めた情報伝達ルート等により、警報の内容を通知する。

イ 村は、警報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、村のホームページに警報の内容を掲載する。

湯川村ホームページ:http://www.vill.yugawa.fukushima.jp/

2 警報の内容の伝達の方法

- (1) 警報の内容の伝達については、原則として広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、行政区等への協力依頼などの方法も活用するほか、以下の要領により行う。
 - ア 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に村が含まれる場合

国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に村が含まれない場合

原則として定める手法を活用して伝達するほか、サイレンは使用せず、ホームページへの掲載等により周知を図る。

村長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

- (2) 村長は、消防機関及び県警察と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。
 - ア 若松広域消防本部は、村長の要請により、保有する車両・装備を有効に活用し、 巡回等により警報の内容を伝達するものとする。

ただし、原則として、消火、救助・救急活動に支障のない範囲で行うものとする。

- イ 消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、行政 区や武力攻撃災害時要援護者等に対し、個別の伝達を行うなどにより、効率的な 警報の内容の伝達を行う。
- ウ 村は、県警察の駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。
- (3) 警報の内容の伝達に当たっては、特に、高齢者、障がい者及び外国人等に対する 伝達に配慮するものとし、防災・福祉関係課との連携の上、災害時への対応として 作成する避難支援プランを活用することなどにより、武力攻撃災害時要援護者に対し、速やかに正しい情報を伝達し、避難などに備えられるよう体制の整備に努める。 この場合、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し警報の内容が伝達されるよう特に配慮する。

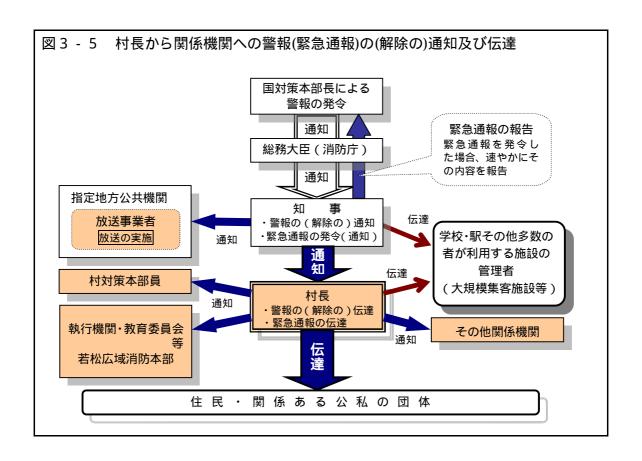
3 警報の解除の伝達等

村は、県から警報の解除の通知を受けた場合、警報の解除の伝達及び通知については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。

なお、その他の事項については、警報の通知を受けた場合と同様に行うものとする。

4 武力攻撃災害緊急通報の伝達及び通知

村長は、知事から武力攻撃災害緊急通報(以下「緊急通報」という。)の発令に伴う通知があった場合、警報の通知を受けた場合と同様の伝達方法等により、住民、関係のある公私の団体及び大規模集客施設等の管理者に伝達するとともに、その他の関係機関に対し通知する。



第2 避難住民の誘導等

村は、県の避難の指示に基づき、避難実施要領を作成する。また、住民の生命、身体及び財産を守るためには、避難住民の誘導を行うことが極めて重要となることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難措置の指示の伝達等

(1) 避難措置の指示の通知

村長は、知事を通じて国対策本部長から、次の内容の避難措置の指示の通知を受けた場合、直ちに第1の警報の内容の伝達と同様に、他の執行機関及びその他の関係機関に対し、第3編第1章の1及び表3-1で定めた情報伝達ルート等により、避難措置の指示の内容を通知する。

《避難措置の指示の内容》

住民の避難が必要な地域(以下「要避難地域」という。)

住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。以下「避 難先地域」という。)

関係機関が講ずべき措置の概要

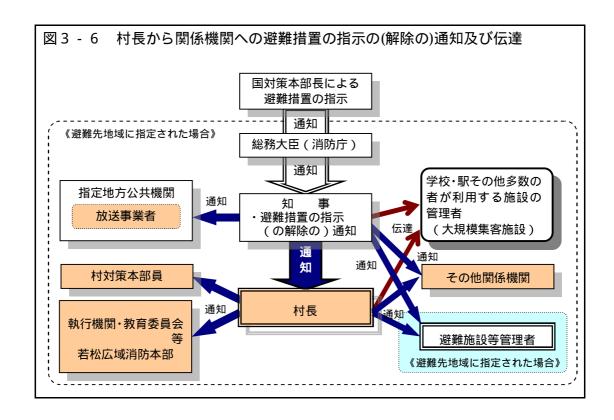
(2) 避難措置の指示の伝達等

ア 村の区域が要避難地域に指定された場合

村は、速やかに避難の対応が可能となるよう、第1の警報の伝達と同様に要避難地域に所在する大規模事業所等や大規模集客施設等の管理者に対し、必要に応じ、避難措置の指示の内容を伝達する。

イ 村の区域が避難先地域に指定された場合

村は、避難施設等を早急に開設できるよう、必要に応じ、第2編第1章第4の表 2-10の県との役割分担に基づき、避難先地域に所在する避難施設等の管理者に対 し、避難措置の指示の内容を通知する。



2 知事の避難の指示に当たっての協力等

- ア 村長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、 被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況等 の情報を収集するとともに当該情報を迅速に県に提供する。
- イ 村長は、知事が避難の指示を行うに当たって、表3-3の事項等について、調整を行う場合、平素において準備した地図、人口分布等の基礎的な資料等を参考にしつつ、当該調整に協力する。

表3-3 避難の指示にあたって知事が市町村等と調整する主な事項

	調	整	事	項	調	整先	機	関			
○要避難地域に記	○要避難地域に該当する市町村の避難住民数							要避難地域所在市町村、			
○市町村の避難住民の誘導等における役割分担						要避難地域管轄消防本部					
市町村の支援要望・広域的調整						等					
○受入可能人数(避難施設等の収容能力、食料等・ライフラインの供給											
能力等)						受入地域所在市町村					
避難先地域に	おける一時	集合場所	fi								
○道路・交通状況	兄の把握(積雪時の	D状況等を含	む。)	道路管理	理者等:	であ	る市町			
避難時における	る中継施設	(道の馬	R等)の開設		村						

3 避難の指示の通知・伝達

(1) 避難の指示の通知

村長は、知事から、次の内容の避難の指示の通知を受けた場合、直ちに第1の警報の内容の伝達と同様に他の執行機関及びその他の関係機関に対し、第3編第1章の1及び表3-1で定めた情報伝達ルート等により、避難の指示の内容を通知する。

(2) 避難の指示の住民等への伝達

ア 村長は、知事により、避難の指示が行われた場合には、第1の警報の内容の伝達 に準じて、次の避難の指示の内容を、住民、関係のある公私の団体及び大規模集客 施設等の管理者に対し、迅速に伝達する。

《避難の指示の内容》

要避難地域

避難先地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)

関係機関が講ずべき措置の概要

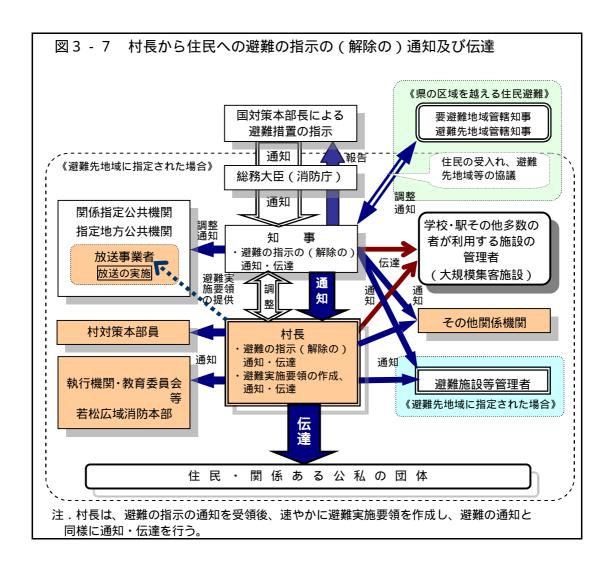
避難の実施日時

主要な避難の経路

避難のための交通手段

その他避難の方法

- イ アの場合、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、そ の他滞在している施設の管理者に対し避難の指示が確実に伝達され、当該施設における避難が円滑に行えるよう、特に配慮する。
- (3) 避難先地域に指定された場合における避難施設等の管理者に対する通知
 - ア 村は、避難の指示により、村の区域が避難先地域に指定された場合には、避難施 設等を早急に開設できるよう、第2編第1章第4の表2-10の県との役割分担に 基づき、避難先地域に所在する避難施設等の管理者に対し、避難の指示の内容を通 知する。
 - イ 村の区域が、避難住民の主要な避難の経路に該当する場合若しくは必要に応じて、 あらかじめ県から指定のあった村の区域にある中継施設の管理者に対し、避難の指 示の内容を通知するとともに、中継施設の開設について協力を求める。



4 避難実施要領の策定等

- (1) 避難実施要領の策定に当たっての基本的な方針
 - ア 村長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、村の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊及び道路管理者等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。
 - イ 避難実施要領の作成に当たっては、当該要領の通知及び伝達が避難の指示の通知 後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。
 - ウ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、 避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領の策定に当たって考慮する事項 避難実施要領の策定に当たっては、以下の点を考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

要避難地域及び避難先地域

村及び他の関係機関が講ずべき措置の概要

避難の実施日時

主要な避難の経路及び避難のための交通手段

その他避難の方法

イ 事態の状況の把握

警報の内容

被災情報等の収集及び分析

避難の指示以前に住民により自主的な避難が行われた場合の避難の状況又は村 長等が退避の指示を行った場合の退避の状況等の把握

- ウ 避難住民の概数の把握
- エ 誘導の手段の把握

屋内避難

徒歩による避難

運送事業者である指定地方公共機関等の運送による長距離避難 自家用車を用いた長距離避難

オ 運送手段の確保の調整

県及び県警察等との運送手段(自家用車等の使用)の調整 運送手段の確保等についての県との役割分担

運送事業者との連絡体制の確保

一時集合場所(要避難地域及び避難先地域)の選定

カ 武力攻撃災害時要援護者の避難方法

避難支援プラン登録者及び避難方法の把握

県との福祉避難所等の開設等についての調整等

村対策本部における武力攻撃災害時要援護者支援班等の設置

キ 避難経路や交通規制の調整

県及び県警察等との避難経路及び交通規制区間の調整 (自家用車を用いた長距離避難を行う場合の調整を含む。) 道路の状況に係る道路管理者との調整等

ク 職員の配置

職員の割当て〔避難誘導及び一時集合場所(現地調整所含む。) 避難先地域への派遣等〕

県、近隣市町村等との応援要員等の派遣についての調整等

ケ 関係機関との調整

現地調整所の設置

関係機関との連絡手段の確保

避難誘導等に当たっての若松広域消防本部との役割分担

- コ 自衛隊等との避難経路や避難手段の調整
- (3) 避難実施要領に定める事項
 - ア 避難実施要領に定める事項

避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難 住民の誘導に関する事項

避難の実施日時

その他、避難の実施に関し必要な事項

イ 避難実施要領に定める具体的な項目

避難誘導に際し関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするため、避難実施要領には、原則として、表3 - 4の項目に沿った内容について記載する。 ただし、武力攻撃事態や武力攻撃災害の状況等を踏まえ、緊急に作成する必要がある場合等については、当該状況に応じた項目とする。

表3-4 避難実施要領に定める事項

避難実施要領	具	体的項目(主なもの)
に定める事項	項目	備考
	要避難地域及び避 難住民の誘導の実 施単位	避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、 行政区、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施 単位を記載する。
避難の経路、避難	避難先	避難施設等の避難先の住所及び施設名を可能な限り具体 的に記載する。
の手段その他避 難の方法に関す る事項	一時集合場所及び 集合方法	避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所等の所在・施設等の名称及び住所を可能な限り具体的に明示するとともに、一時集合場所までの交通手段を記載する。
	集合に当たっての留意事項	一時集合場所への集合後における行政区長や近隣住民間で行う安否確認の方法、高齢者その他特に配慮を必要とする者への配慮事項等、一時集合場所への集合に当たって留意すべき事項等を記載する。
避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に民の誘導に民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項	村職員、消防職員及 び消防団員の配置 等	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、若松広域消防本部と調整の上、村職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

避難実施要領	具	体的項目(主なもの)
に定める事項	項目	備考
避難の実施日時	一時集合場所への 集合時刻、一時集合 場所からの避難時 間及び避難方法等	一時集合場所への集合時刻及び一時集合場所からの避難開始時刻を可能な限り具体的に記載する。 一時集合場所からの避難手段、避難経路及び避難先地域における一時集合場所等、避難誘導の詳細を可能な限り 具体的に記載する。
高齢者その他特に配慮を要する者への対応	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。 誘導に際しては、高齢者等自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとするとともに、必要に応じ、民生委員、自主防災組織及び行政区長等に対し、高齢者等の避難誘導の援助について協力を要請する。介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が滞在等している施設については、県と調整のうえ、当該施設の入院者等の避難方法及び避難手段等について記載する。 また、当該施設管理者に対し、糖尿病患者等特殊な治療又は医薬品の投与等が必要な者に対する配慮事項について取りまとめた上で、一時集合場所において避難住民の誘導に係る職員に提出することに努めるよう要請する。	
	要避難地域における残留者の確認	要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。
	避難誘導中の食料等の支援	避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療及び情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
	避難住民の携行品、服装	避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の 携行品、服装について記載する。 なお、NBC兵器による武力攻撃災害が発生した場合、マ スク、手袋及びハンカチ等を持参し、皮膚の露出を避ける 服装をするよう記載する。
	避難誘導から離脱 してしまった際の 緊急連絡先等	問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

(4) 国対策本部長による利用指針の調整

- ア 自衛隊等8の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが 競合する場合、村長は、国対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始 されるように、県を通じて、国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。
- イ アの場合、村長は、県を通じた国対策本部長による意見聴取(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等)及び国対策本部長からの情報提供の求め(同法第6条第4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、村の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

- ア 村長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、避難の指示の伝達等に準 じて住民及び関係のある公私の団体等に伝達する。この際、住民等に対しては、迅速 な対応が取れるよう、各地域の住民等に関係する情報を的確に伝達するように努める。
- イ 村長は、直ちに、その内容を村の他の執行機関、若松広域消防本部消防長、警察 署長及び自衛隊福島地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。
- ウ 村長は、放送事業者等に対して、避難実施要領の内容を提供する。

5 避難住民の誘導

(1) 村長による避難住民の誘導

ア 村長は、避難実施要領で定めるところにより、村の職員及び消防団長を指揮し、 又は、若松広域消防本部に要請することにより、避難住民を誘導する。

なお、避難住民の誘導に関し、避難誘導活動を円滑かつ迅速に行う必要があり、 消火活動及び救助・救急活動より、避難誘導活動を優先する必要があると判断した場 合等特に必要があると認める場合は、会津若松地方広域市町村圏整備組合の管理者に 対し、当該組合の消防本部消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示すること を求める。

- イ 避難住民を誘導する場合、避難実施要領の内容に沿って、行政区、学校、事業所 等を単位として行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。
- ウ 村長は、避難実施要領に基づき、避難経路の必要な場所に職員を配置し、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力が得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。
- エ 夜間における避難誘導においては、暗闇の中における視界の低下により人々の不 安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の必要な場所に夜間 照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減のために必 要な措置を講ずる。

_

⁸ 在日米軍等を意味する。

(2) 消防機関の活動

ア 若松広域消防本部の活動

若松広域消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ当該活動に支障のない範囲で、村長が定める避難実施要領に基づき、必要な場所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な武力攻撃災害時要援護者の人員運送車両等による運送を行う等保有する装備を有効に活用し、避難住民の誘導を行うものとする。

村長から会津若松地方広域市町村圏整備組合の管理者に対し、当該組合の消防本部消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示することの求めがあった場合は、村長の求めにより避難住民の誘導を行うものとする。

イ 消防団の活動

消防団は、村長の指揮により、若松広域消防本部と連携しつつ、自主防災組織、 行政区等と協力し避難住民の誘導を行うとともに、武力攻撃災害時要援護者に関す る情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活か した活動を行う。

また、避難住民の誘導状況を勘案しつつ、避難住民の誘導に支障がない範囲で、 若松広域消防本部と連携し、消火活動及び救助・救急活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

- ア 村長は、避難実施要領の内容を踏まえ、村の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。
- イ 村長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に、警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らし、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。
- ウ 村長は、避難住民の誘導において、現地における調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて第2編第2章の6に規定する現地調整所を設置し、関係機関との情報共有や活動調整を行う。
- (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

村長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や行政区長等の地域において リーダーとなる住民及び大規模事業所等の代表者等に対して、避難住民の誘導に必要 な援助について、協力を要請する。

- (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供
 - ア 村長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、 医療の提供その他必要な措置を行う。
 - イ 村長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に

提供する。この際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とと もに、村等の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者等への配慮

ア 村長は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等の避難を円滑に行うため、災害時要援護者避難支援プランに基づき、武力攻撃災害時要援護者支援班を設置し、村社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、高齢者等への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

イ ゲリラや特殊部隊による武力攻撃に際しては、被害が局地的、限定的なものにと どまることも多いと予想されることから、時間的に余裕がなく、移動により攻撃に巻 き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざる を得ない場合もあり得る。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わず要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

村は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

村は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる村は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、 放送事業者等への情報提供、ホームページへの掲載等により、直ちに、住民等に周知 徹底するよう努める。

また、他の道路管理者等から、道路の通行禁止等の措置を行ったとの報告等があった場合についても、同様に周知を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

ア 村長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

この場合、特に、県による医療救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

- イ 村長は、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域 的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
- ウ 村長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その 指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

- ア 村長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者 である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。
- イ 村長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく 運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国対策 本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

6 避難住民の復帰のための措置

(1) 避難措置の指示の解除の通知を受けた場合等の通知及び伝達

村長は、知事を経由して国対策本部長から要避難地域の全部又は一部についての避難措置の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、1に定める避難措置の指示の通知を受けた場合の対応等に準じて関係機関に通知及び伝達する。

(2) 避難の指示の解除の通知を受けた場合等の通知及び伝達

村長は、知事から要避難地域の全部又は一部についての避難の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、3に定める避難の指示の通知等を受けた場合の対応等に準じて関係機関に通知及び伝達する。

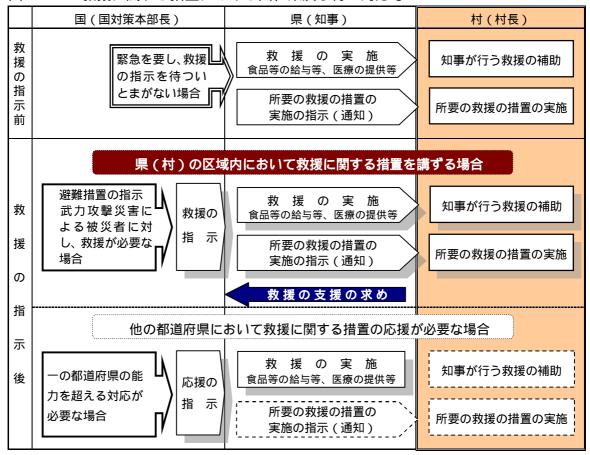
(3) 避難住民の復帰のための措置

村長は、避難の指示が解除された場合、4の避難実施要領に準じて避難住民の復帰に関する要領を作成するとともに、5の避難誘導に準じて避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

第5章 救援

村長は、避難住民の受入地域(避難先地域)等において、避難住民や被災者の生命、 身体及び財産を保護するため、県が行う救援を補助するほか、第2編第2章で定めた 救援の実施に関する事務の県との役割分担及び県計画等に基づき救援に関する措置を 実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

図3-8 救援に関する措置における国、県及び村の対応等



1 救援の実施

(1) 救援の実施

ア 村長は、知事から、第2編第2章で定めた救援の実施に関する事務の県との役割 分担及び避難住民及び武力攻撃災害による被災者の状況等に基づき救援の実施に関 する事務の一部について、実施すべき措置の内容及び当該事務を行うべき期間の通 知があったときは、実施することとされた救援に関する措置を若松広域消防本部そ の他関係機関の協力を得て行う。

表3-5 村長が行う救援の実施に関する事務

祝」・」「100010000000000000000000000000000000		
村 長 が 行 う 救援に関する措置の内容	備考	
収容施設の供与	避難所(福祉避難所・長期避難住宅を除く。)の設置 (避難所における武力攻撃災害時要援護者班の設置)	
食品・飲料水及び生活必需品等の給与・供給又は貸与	炊き出しその他による食品の給与 飲料水の供給 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 備蓄物資及び村が締結している協定等に基づく食品等の確保及び配分	
(緊急物資の受入れ、配送)	県から配送される食品等の避難住民への配分	
医療の提供及び助産	医療(村が編成した医療救護班による医療の提供) 助産	
被災者の捜索及び救出	若松広域消防本部等が対応	
埋葬及び火葬		
武力攻撃災害を受けた住宅の 応急修理	緊急に修理が必要な場合等に実施	
学用品の給与	村立学校への給与	
死体の捜索及び処理	死体の検索については、行方不明者の捜索の一環として実施する若 松広域消防本部等と連携して対応	
武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去		

注.村は、表中の措置のうち、知事から実施すべき措置として通知があった事務について、措置を 行う。

イ 村長は、住民等に対して負担を求める可能性がある次の事務について、知事から アの通知以外に、村長に事務を行わせる旨の公示があった場合、県計画等に基づき当 該事務を行う。

救援への協力(国民保護法第80条)

物資の売渡しの要請等(同法第81条)

土地等の使用(同法第82条)

公用令書の交付(同法第83条)

立入検査等(同法第84条)

医療の実施の要請等(同法第85条)

(2) 救援の補助

村長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

村長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県等に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

村長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社福島県支部との連携

村長は、知事から事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社福島県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社福島県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

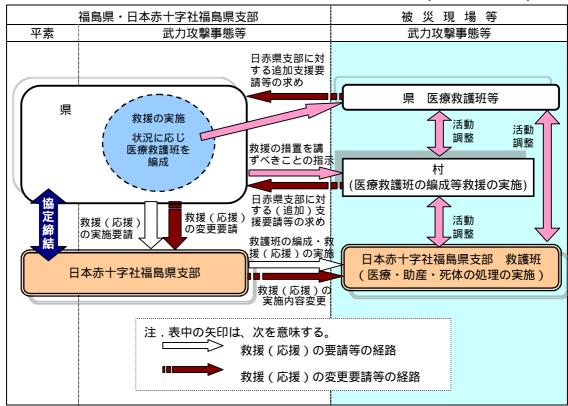


図3-9 救援の実施に係る日本赤十字社福島県支部との関係(医療救護活動)

(4) 緊急物資の運送の求め

村長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

- ア 村長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。)及び県計画に基づき救援の措置を行う。
- イ 村長は、「救援の程度及び方法の基準」に規定される救援の程度及び方法によって は救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、当該基準第1条 第3項に基づき厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要 請する。

(2) 救援における県との連携

村長は、県から提供を受けることなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、村対策本部内に集約された情報をもとに、知事が実施する救援に関する措置の補助を行うとともに、知事から所要の救援の実施の指示の通知があった場合、自ら救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC兵器による攻撃に伴う特殊な医療活動を実施する場合は、県計画第3編第5章第4節に係る事項に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

村は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

ア 村は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している諸学校 等からの情報収集、若松広域消防本部及び県警察への照会などにより安否情報の収集 を行う。

村が、安否情報を収集する場合、安否情報省令第1条に規定する「安否情報収集様式(様式第1号、第2号)」とするが、安否情報の照会先機関からの報告については、同省令第2条に規定する「安否情報報告書(様式第3号)」によるものとする。

イ 安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、 住民基本台帳、外国人登録原票等、村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有 する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

村は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに十分配慮する。

(3) 安否情報の整理

ア 村は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性 の確保を図るよう努める。

イ アの場合、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その 旨がわかるように整理する。

2 県に対する報告

村は、県に対し安否情報の報告を行うに当たっては、様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、原則として、電子メールにより送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、電話等により報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

- (1) 安否情報の照会の受付
 - ア 村は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、村 対策本部を設置すると同時に住民等に周知を図る。
 - イ 住民からの安否情報の照会については、原則として、村対策本部に設置する対応 窓口に、安否情報省令第3条に規定する「安否情報照会書(様式第4号)」に必要事 項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が 遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、電話、電 子メール等により照会を受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 村は、安否情報の照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合、次の方法により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認められる場合には、安否情報省令第4条に規定する「安否情報回答書(様式第5号)」により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

村対策本部等対応窓口への様式第4号による照会

運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等により本 人確認等を行う。

電話、ファックス、電子メール等による照会 村長が適当と認める方法により本人確認を行う。

- イ 村は、安否情報の照会に係る者の安否情報の開示についての同意があるとき又は 公益上特に必要があると認めるときにおいて、照会をしようとする者が必要とする安 否情報に応じ、必要と考えられる安否情報の項目を様式第5号により回答する。
- ウ 村は、安否情報の回答を行った担当者、回答相手の氏名及び連絡先等を把握し、 様式第3号の備考欄に記載する。
- (3) 他の地方公共団体等が収集した安否情報に対する照会への対応 村は、住民から国及び他の地方公共団体が収集した安否情報に対し照会があった場合についても、(1)及び(2)と同様に受付け回答する。
- (4) 個人の情報の保護への配慮
 - ア 安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことについて職員に対し周知徹底を図るとともに、安否情報データの管理を徹底する。
 - イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負 傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要 な情報の回答については、安否情報回答責任者が判断する。

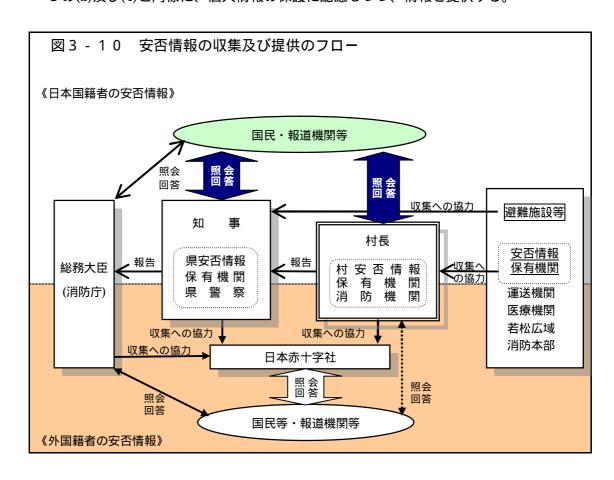
4 日本赤十字社に対する協力等

(1) 日本赤十字社に対する協力

村は、日本赤十字社から要請があったときは、当該要請に応じ、保有する外国人(外国籍の者。以下同じ。)に関する安否情報を個人情報の保護に配慮しつつ、情報を提供する。

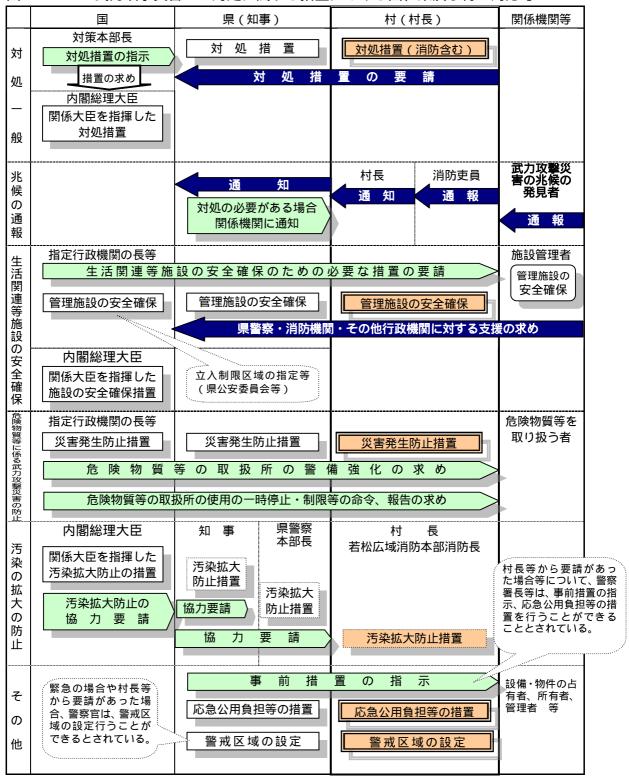
(2) 外国人に関する安否情報の提供

村は、外国人に関する安否情報の照会があった場合、当該情報の提供に当たっても、3の(2)及び(4)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報を提供する。



第7章 武力攻撃災害への対処

図3-11 武力攻撃災害への対処に関する措置における国、県及び村の対応等



注.緊急通報の発令及び退避の指示については、第4章図3-5に記載。

第1 武力攻撃災害への対処

村は、村の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、若松広域消防本部、国及び県等の関係機関と協力して武力攻撃災害への対処に関する措置を実施しなければならないことから、武力攻撃災害への対処に関する基本的な考え方等について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

村長は、若松広域消防本部、国や県等の関係機関と協力して、村の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

村長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC兵器による攻撃に伴い武力攻撃災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害が大規模であり、又は、その性質が特殊であることなどの理由により、村長が、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、国対策本部長に国における必要な措置の実施を要請するよう求める。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

村は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 村長への通報

若松広域消防本部の消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や鉄道、電気・通信施設等ライフラインの破壊、堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を村長に通報するものとする。

(2) 知事への通知

村長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、関係機関からの協力を得つつ、可能な限り当該兆候について情報を収集し、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

村は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定等の措置を行うことが必要であることから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

ア 村長は、武力攻撃災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、武 力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要があると認めるときは、住民に 対し退避の指示を行う。

なお、退避の指示に当たっては、若松広域消防本部に対し、消防車両等を利用した住民への退避の指示の伝達、退避する住民の誘導等について協力を要請する。

イ 村長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと判断されるときには、「屋内への退避」を指示する。

なお、「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

NBC兵器による攻撃と考えられるような場合において、住民が防護手段を有しておらず、移動するよりも外気から接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと判断されるとき

敵のゲリラや特殊部隊等が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるとき

ウ アの場合、退避の指示に際し、必要により、第2編第2章6に定める現地調整所 を設け、又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関 係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 村は、退避の指示を行ったときは、広報車等により速やかに住民に伝達するとと もに、放送事業者等に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

- イ 退避の必要がなくなったとして、退避の指示を解除した場合もアと同様に伝達等 を行う。
- ウ 村長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、 退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に 伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ア 村長は、退避の指示を住民に伝達する村の職員等に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や村で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- イ 村の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、村長は、 必要に応じて若松広域消防本部、県警察及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手 段を確保し、また、退避が必要と認める地域からの退避方法等の確認を行う。
- ウ 村長は、武力攻撃事態等において、退避の指示を行う村職員に対し、特殊標章等 を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

村長は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、 住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助 言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると 認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ア 村長は、警戒区域の設定に際しては、村対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における若松広域消防本部、県警察及び自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、警戒区域の範囲の変更等を行う。
- イ NBC兵器による攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。
- ウ 村長は、警戒区域の設定等に当たっては、次の措置を行う。

ロープ、標示板等により区域を明示するとともに広報車等による広報及び放送事業者等に対する情報提供等により、住民に周知する。

武力攻撃災害への対処に関する措置に従事する者以外の者に対し、当該区域への 立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

エ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察及び消防機関等と連携して、 車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に 対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡 体制を確保する。 オ 村長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域の設定に伴う必要な活動についての調整を行う。

(3) 安全の確保

村長は、警戒区域の設定を行った場合についても、1の退避の指示の場合と同様に区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 村長の事前措置

村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合において、当該災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、 所有者又は管理者に対し、被害の拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は 物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

村長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用 若しくは収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管。)

4 消防に関する措置等

(1) 村が行う措置

村長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃や被害情報の早急な把握及び消防機関に対する情報の提供に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

- ア 消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民等を保護するため、消防職員及 び消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するものとする。
- イ アの場合、若松広域消防本部は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力 攻撃災害への対処措置を行うものとする。

また、消防団は、若松広域消防本部消防長又は会津若松消防署長(十文字出張所長を含む。)の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

- ア 村長は、村の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、 知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。
- イ 村長は、村の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、若松広域消防本部に対し、他の市又は消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合に福島県広域消防相互応援協定(平成9年12月26日締結)に基づく応援の要請を行うよう求める。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

村長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなどから必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日付け消防震第9号)及び緊急消防援助隊運用要綱(平成16年3月26日付け消防震第19号)に基づき、知事を経由し、又は、必要に応じ、直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

村長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

村長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合に 伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、 知事との連絡体制を確保するとともに、若松広域消防本部に対し、消防の応援出動等 を要請するなど必要な措置を行うものとする。

(7) 医療機関等との連携

村長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、県会津保健福祉事務所、両沼郡医師会、最寄りの災害医療センター等の医療機関及び日本赤十字社福島県支部等と緊密に連携した上で活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 村長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員の二次被害の発生を防ぐため、 国対策本部及び県対策本部からの情報を村対策本部に集約し、当該要員に可能な限り 情報提供するとともに、県警察及び若松広域消防本部等と連携した活動体制を確立す るなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

- イ アの場合、村長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県(会津地方振 興局、会津保健福祉事務所) 県警察及び自衛隊(国民保護等派遣要請後に限る。)等 と共に現地調整所を設置し、各機関における情報の共有、連絡調整を行うとともに、 村対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のために必要となる情報収集等の 措置を行う。
- ウ 村長は、知事又は消防庁長官から被災市町村への消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況・種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- エ 消防団は、被災現場等において若松広域消防本部と連携するとともに施設・装備・ 資機材及び通常の活動体制等を考慮し、団員に危険が及ばない範囲において、若松広 域消防本部の支援等の活動を行う。
- オ 村長、若松広域消防本部消防長又は水防管理者は、被災現場等で活動する消防職員、消防団員及び水防団員等に対し、特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設等における武力攻撃災害への対処等

村は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設については、国の方針に基づき対処措置を行うことになるため、国、県その他の関係機関と連携して行う村の対処に関する事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

村は、村対策本部を設置した場合においては、村の区域内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な範囲で必要な支援を行うものとする。また、自ら支援を行う必要があると認めるときも、同様に対応するものとする。

- (3) 村が管理する施設の安全の確保
 - ア 村長は、村が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。
 - イ アの場合、村長は、必要に応じ、県警察、若松広域消防本部、その他の行政機関 に対し、支援を求める。
 - ウ 村長は、生活関連等施設以外の村が管理する施設についても、生活関連等施設に おける対応を参考として、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

また、村は、一部事務組合を構成して管理する施設について、他の構成市町村及 び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止及び防除

- (1) 危険物質等に関する措置命令
 - ア 村長等は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質を取り扱う者(以下「危険物質等の取扱者」という。)に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの国民保護措置の実施に当たって当該物質等が必要となる場合は、村対策本部は関係機関と所要の調整を行う。

イ 危険物質等について村長等が命ずることができる対象及び措置は表3-6のとおり。

表3-6 危険物質等について村長等が命ずることができる対象及び措置

対 象 及 び 命 令 者	措 置 の 内 容
1 村の区域に設置される消防法第2条第	危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一
7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取	時停止又は制限
扱所(移送取扱所を除く。) 又は当該村の	(危険物については、消防法第12条の3、毒物劇
区域のみに設置される移送取扱所におい	物については、国民保護法第103条第3項第1号)
て貯蔵し、又は取り扱うものに対する会津	危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又
若松地方市町村圏整備組合に関する規定	は消費の一時禁止又は制限
により、当該市町村を管轄する当該組合の	(国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号)
管理者の行う措置	危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄
(国民保護法施行令第29条)	(国民保護法第103条第3項第3号)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

- ア 村長等は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。
- イ 村長等は、表3-6の から の措置を講ずるために必要があると認める場合は、 危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処

村は、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとする。このため、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃 災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害等への対処

村は、NBC兵器による攻撃に伴う汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 発生原因が特定できないがNBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる場合の 連絡体制及び初動体制等(配備体制設置前の対処)

村は、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害発生時における初動対処の重要性にかんがみ、通報等によりNBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる事態の発生を把握した場合、福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針(以下「県NBC災害等連携指針」という。)に基づき関係機関と連携し迅速な対処を図る。

- ア 村は、NBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる場合、「県NBC災害等連携指針」に定めるとおり、若松広域消防本部、県(会津地方振興局及び会津保健福祉事務所)及び県警察(以下「現地対応機関」という。)と相互に情報を交換し、情報の共有化を図る。
- イ 村は、現地対応機関等から収集した被災情報等について、県(県民安全領域及び 会津地方振興局)に連絡する。
- ウ 村は、現地対応機関等から収集した、又は、県から情報提供のあった被災情報及び医療情報等について、消防機関と情報の共有化を図った上で、両沼郡医師会、最寄りの災害医療センター、日本赤十字社福島県支部等の関係機関に情報提供するとともに、村地域防災計画(災害応急対策計画)で規定する災害広報に準じて被災者等に対し適切な情報提供を行う。

また、村は、事態の状況等に応じ、第1章に定める必要な職員配備体制を整備する。

(2) 応急措置等の実施

ア NBC兵器による攻撃が行われたと特定された場合における対応

村長は、被災現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対し、必要に応じ、第2に定める退避を指示する。また、NBC兵器による攻撃に伴う汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

村は、必要に応じ、県会津保健福祉事務所と調整の上、医療救護班の派遣及び 被災現場等への医療救護所の設置を求める。

消防機関は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行うものとする。

イ 災害の発生原因がNBC兵器による攻撃と特定できない段階における対応

村は、現地対応機関及び医療関係機関に対し、関係法令、村地域防災計画(事 故対策計画)及び県NBC災害等連携指針等に基づく応急措置、又は、それに準 じた応急措置の実施を求めるとともに、自らも同様に応急措置を行う。

また、消防機関は、消防法、消防組織法、村地域防災計画(事故対策計画)及び県NBC災害等連携指針等に基づく応急措置、又は、それに準じた応急措置を行うものとする。

村の医療救護班の設置等及び消防機関の活動については、アの 及び に準じて行うものとする。

及び の場合、村は、現地対応機関等の職員等が行う応急措置について安全 の確保に十分配慮する。

(3) 国の方針に基づく措置の実施

村は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(4) 関係機関との連携

ア 村長は、NBC兵器による攻撃が行われた場合は、村対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊及び医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

イ アの場合、村長は、自らの判断により、又は、関係機関からの要請により、必要に応じ、県NBC災害等連携指針に規定する現地調整所を設置し、若しくは、他の現地対応機関が現地調整所を設置した場合には、当該機関以外の現地対応機関に現地調整所の設置について伝達するとともに当該調整所に職員を派遣し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所から最新の情報についての報告を受け、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(5) 汚染原因に応じた対応

村は、NBC兵器による攻撃により放射性物質等による汚染が生じた場合、それぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核物質又は核兵器による攻撃の場合

村は、核物質等による攻撃による武力攻撃災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報について、 県に対し直ちに報告する。

村は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

村は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

村は、県会津保健福祉事務所が行う消毒等の措置を県警察等の関係機関と協力して実施する。

ウ 化学剤による攻撃の場合

村は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(6) 村長及び会津若松地方広域市町村圏整備組合の管理者の権限

ア 村長の権限

村長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、若松広域消防本部及び県警察等の関係機関と調整しつつ、表3-7に掲げる権限を行使する。

村長は、放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行うために必要があると認めるときは、当該措置を行う職員等に、資料編に定める証明書を携帯させた上で、他人の土地、建物又はその他の工作物に立ち入らせることができる。

表3-	/	放射性物質等に	よる方染の拡大の防止に係	る知事寺の権限寺
		14 A 14 AA	1# ===	世界のウザノ佐四の

	対象物件等	措置	措置の実施(権限の行使)に伴う手続
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	措置の名あて人に対し、次の事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(対象物件の
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	占有者、管理者等)に通知する。 1.当該措置を講ずる旨 2.当該措置を講ずる理由
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止	3 . 当該措置の対象となる物件、生活の用 に供する水又は死体 4 . 光本性異な様式では関
4号	飲食物、衣類、寝 具その他の物件	・廃棄	4 . 当該措置を講ずる時期 5 . 当該措置の内容
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖	適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。 1 . 当該措置を講ずる旨
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断	2 . 当該措置を講ずる理由 3 . 当該措置の対象となる建物又は場所 4 . 当該措置を講ずる時期 5 . 当該措置の内容

イ 会津若松地方広域市町村圏整備組合の管理者の権限

会津若松地方広域市町村圏整備組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、村及び県警察等の関係機関と調整しつつ、表3 - 7に掲げる権限を行使することができるとされている。

会津若松地方広域市町村圏整備組合の管理者は、放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行うために必要があると認めるときは、当該措置を行う消防吏員等に、資料編に定める証明書を携帯させた上で、他人の土地、建物又はその他の工作物に立ち入らせることができるとされている。

(7) 要員の安全の確保

- ア 村長は、NBC兵器による攻撃を受けた場合、現地調整所や県から積極的に武力 攻撃災害の状況等に関する情報を収集し、応急対策を講ずる要員に当該情報を速やか に提供することなどにより、要員の安全の確保に配慮する。
- イ 会津若松地方広域市町村圏整備組合の管理者は、NBC兵器による攻撃を受けた場合、現地調整所や県から積極的に武力攻撃災害の状況等に関する情報を収集し、応急対策を講ずる要員に当該情報を速やかに提供することなどにより、要員の安全の確保に配慮するものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

村及び若松広域消防本部は、被災情報を収集するとともに、知事等に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 村等による被災情報の収集及び報告

(1) 被災情報の収集

- ア 村は、電話、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- イ 村は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うものとする。

(2) 被災情報の報告

- ア 若松広域消防本部は、収集した被災情報について、村、県〔県民安全領域及び会津地方振興局(県民等保護対策本部設置後は、県民等保護対策本部及び県民等保護地方対策本部等)をいう。以下この章において同じ。〕及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により30分以内に被災情報の第一報を報告するものとする。
- イ 若松広域消防本部は、第一報を村、県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により県〔県民安全領域(県民等保護対策本部)〕が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、若松広域消防本部消防長が必要と 判断した場合は、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、村、県及び消防庁に報告 するものとする。

ウ 村は、収集した被災情報について、県県民安全領域(県民等保護対策本部)から の指示に基づき、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」によ り行うことを基本とするが、併せて県会津地方振興局(県民等保護地方対策本部等) にも報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

村は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理 を適切かつ迅速に行うため、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下 のとおり定める。

1 保健衛生の確保

村は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、村地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

ア 村は、避難先地域において、県及び両沼郡医師会等と連携し医師等保健医療関係 者による健康相談、指導等を実施する。

イ アの場合、高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦その他特に配慮を要する者の心 身双方の健康状態を把握するなど特に留意する。

(2) 防疫対策

村は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県及び両沼郡医師会等と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

村は、避難先地域における食中毒等の発生を予防するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 村は、避難先地域における感染症等の発生を予防するため、県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上、留意すべき 事項等について、避難住民等に対し情報を提供する。

- イ 村は、村地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ウ 村は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は、 不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請 を行う。

(5) 栄養指導対策

村は、避難住民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ア 村は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- イ 村は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に 適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかに その者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要 な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ア 村は、村地域防災計画等の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、迅速かつ適正な廃棄物処理体制を確立する。
- イ 村は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村等への応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

村は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等の確保を図る必要があることから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

村は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

村教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際において、必要に応じ、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

村は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、村税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに村税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を被災状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者である村は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、 武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者である村は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

村は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及びジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)に規定する特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等

- (1) 特殊標章
 - 第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章。
- (2) 身分証明書
 - 第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。
- (3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

2 特殊標章等の交付及び管理

村長、若松広域消防本部消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させることとされている。

- (1) 村長
 - ア 村の職員(若松広域消防本部消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の 水防団長及び水防団員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行う者
 - イ 消防団長及び消防団員
 - ウ 村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - エ 村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 若松広域消防本部消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 水防管理者

- ア 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

村は、国、県、若松広域消防本部及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び 県等が交付し、医療機関者が使用する赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫 用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めることとされて いる。

第4編 復 旧 等

第1章 応急の復旧

村は、その管理する施設及び設備、住民等の生活に密接な関係のある施設及び設備に武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、そのために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 村が管理する施設及び設備の緊急点検等

村は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設 及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災 者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

- (2) 通信機器の応急の復旧
 - ア 村は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生し、その使用に障害が生じた場合には、他の通信手段により関係機関との連絡を行うとともに保安要員により速やかな復旧措置を講ずる。
 - イ アにより復旧措置を講じても障害がある場合は、他の通信手段により関係機関と の連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。
- (3) 知事等に対する支援要請

村長は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、 知事等に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に 関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

- (1) 村は、武力攻撃災害が発生した場合には、村が管理するライフライン施設について、 速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための 措置を講ずる。
- (2) 村は、武力攻撃災害が発生した場合には、村が管理等している道路等の施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

村は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生した場合の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、村は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 村が管理する施設及び設備の復旧

村は、武力攻撃災害により村の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ、住民生活との関連が大きい施設を優先に、迅速に復旧を行う。

また、村は、(1)の法制の整備後等において、必要があると判断するときは、地域の 実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

村が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続き等について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国等への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

村は、国民保護措置の実施に要した費用で村が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

村長が、知事から国民保護法第76条第1項に基づく、救援に関する措置を講ずべ きことの指示を受け、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行った場合、 知事に対し当該事務の実施に要した費用の請求を行う。

(3) 関係書類の保管

村は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

村は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ず べき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

この場合、損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を村長に提出するものとし、村長は、保証すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には保証の額を決定し、申請した者に通知する。

(2) 損害補償

村は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

この場合の申請、決定、通知の手続きは(1)と同様に行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

村は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、村の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

- ア 村国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2 に掲げるとおりである。
- イ 村は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊 による武力攻撃と類似の事態が想定されるため、村緊急対処事態対策本部の設置や 緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、次の事項を除き 原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

国対策本部長に対する総合調整の要請(第3編第2章の2(2)のイ)

警報の通知及び伝達(第3編第4章第1の1~3)

特殊標章等の交付及び管理(第3編第11章)

ウ イの場合、第1編から第4編までの用語は、表5-1のとおり読替えるものとする。

表 5 - 1	緊急対処事態における	る用語の読替え
---------	------------	---------

È	亥当箇所	武力攻擊事態等(第1~4編)	緊急対処事態における読替え	
		武力攻撃	緊急対処事態における攻撃	
		武力攻擊事態等	緊急対処事態	
		武力攻擊災害	緊急対処事態における災害	
		国民保護措置	80.4. 计加口维性型	
	全 般	(国民の保護のための措置)	緊急対処保護措置	
	土 双	村国民保護(現地)対策本部(長)	村緊急対処事態 (現地)対策本部(長)	
		県国民保護(現地)対策本部(長)	県緊急対処事態 (現地)対策本部 (長)	
		国武力攻擊事態(現地)対策本部(長)	国緊急対処事態 (現地)対策本部 (長)	
		武力攻撃事態等への対処に関する基本的	取 公司	
		な方針 (対処基本方針)	緊急対処事態対処方針 	
第 3 編	第4章	武力攻擊災害緊急通報	緊急対処事態における災害における緊急 通報	

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

- ア 緊急対処事態においては、国緊急対処事態対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、村は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。
- イ 緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、 武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

₹

1 関係法令等

(1) 法令・通達等

(1) 法令・通達寺	
法令等の略称等	法 令 等 名
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
日12下限/A	(平成 16 年 6 月 18 日法律第 112 号)
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
国以外限/公池门~	(平成 16 年 9 月 15 日政令第 275 号)
市町村の国民保護等の推進	市町村の国民保護及び関連する防災施策の推進に当たっての留意点につい
	て(平成18年3月17日付け消防災第98号、消防国第7号、消防運第7号、
に当たっての留意点	消防情第 68 号消防庁国民保護・防災部長通知)
	消防機関における国民保護措置上の留意事項等について(平成 18年1月31
消防機関における留意事項	日付け消防消第7号、消防災第43号、消防運第2号消防庁消防・救急課長、
	防災課長、国民保護運用室長通知)
数据の印度ではま	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援
救援の程度及び基準	の程度及び方法の基準(平成 16年9月17日厚生労働省告示第343号)
	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の
安否情報省令	照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令
	(平成 17 年 3 月 28 日総務省令第 44 号)
	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回
安否情報の収集等の留意事	答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令の施行並
項	びに安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について(平成18年4月3
	日付け消防国第 13 号消防庁国民保護・防災部長通知)
	生活関連等施設の安全確保の留意点
安全確保の留意点	〔平成 17年8月29日付け閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・
	危機管理担当)付参事官通知〕
****	動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考
動物の保護等に関する基本	え方(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農
的考え方	林水産省生産局畜産部畜産企画課)
== 4×.3.1.60.\T	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確
事態対処法	保に関する法律(平成 15 年 6 月 13 日法律第 79 号)
市坐址加斗 /元人	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確
事態対処法施行令	保に関する法律施行令(平成 15年6月13日政令第252号)
₩ \n+n+±n=	1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の
第一追加議定書	保護に関する追加議定書(議定書)(平成16年9月3日条約第12号)
土上ウ煙を祭に返り東郊宮	赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン
赤十字標章等に係る事務運	〔平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補(安全保障・危機
用ガイドライン	管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知]
性空八世族凯利田法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
特定公共施設利用法	(平成 16 年 6 月 18 日法律第 114 号)
災害対策基本法	災害対策基本法(昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号)
災害対策基本法施行令	災害対策基本法施行令(昭和37年7月9日政令第288号)
災害対策基本法施行規則	災害対策基本法施行規則(昭和37年9月21日総理府令第52号)
災害救助法	災害救助法(昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号)
災害救助法施行令	災害救助法施行令(昭和 22 年 10 月 30 日政令第 225 号)
《字数明计数征特别	災害救助法施行規則
災害救助法施行規則	(昭和 22 年 10 月 30 日総理庁、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第 1 号)
災害救助事務取扱要領	災害救助事務取扱要領(厚生労働省社会・援護局保護課災害救助対策室)
災害時要援護者の避難支援	災害時要援護者の避難支援ガイドライン(平成 18年3月28日災害時要援護
ガイドライン	者の避難対策に関する検討会 (内閣府)]
消防法	消防法 (昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)
消防組織法	消防組織法 (昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号)
	火災・災害等即報要領
火災・災害等即報要領	(昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知)
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)
	1

参考

(2) 条例・規則等

条例等の略称等	条 例 等 名
村国民保護協議会条例	湯川村国民保護協議会条例(平成 18年3月22日条例第8号)
特別職の給与条例	村長等の給与及び旅費に関する条例(昭和32年5月27日条例第23号)
村対策本部条例	湯川村国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 (平成 18 年 3 月 22 日条例第 9 号)
給与条例	湯川村職員の給与に関する条例(昭和41年3月22日条例第6号)
個人情報保護条例	湯川村個人情報保護条例(平成9年3月25日条例第24号)

(3) 計画等

(3) 計画等	
計画等の略称等	計 画 等 名
村国民保護計画	湯川村国民保護計画。 村長が、県計画に基づき作成する湯川村の国民の保護に関する計画をい う。村国民保護計画には、村の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関 する事項、村が実施する国民保護措置に関する事項等を定める。 (国民保護法第35条関係)
村地域防災計画	湯川村地域防災計画。 村防災会議が、防災基本計画に基づき作成する村の地域に係る湯川村地域 防災計画をいう。 (災害対策基本法第2条第1項第10号、第42条関係)
基本指針	国民の保護に関する基本指針(平成17年1月31日閣議決定)。 政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置の実施に関し、あらかじめ定めたものをいう。基本指針には、国民保護措置の実施に関する基本的な方針、都道府県の国民保護計画の作成並びに国民保護措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態の想定に関する事項、都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の方針に関する事項等を定めている。 (国民保護法第32条関係)
県計画	福島県の国民の保護に関する計画(平成 18 年 3 月 31 日閣議決定)。福島県知事が、基本指針に基づき作成した都道府県の国民の保護に関する計画をいう。県計画には、県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めている。 (国民保護法第 34 条関係)
県NBC災害等連携指針	福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針 (平成 17 年度福島県生活環境部)
県災害救急医療マニュアル	福島県災害救急医療マニュアル (平成9年福島県保健福祉部)
県緊急被ばく医療活動 マニュアル	福島県緊急被ばく医療活動マニュアル (平成 16 年度福島県保健福祉部)
県感染症予防計画	福島県感染症予防計画 (平成 16 年度福島県保健福祉部)

参考

2 用語等

本計画における主な用語の意味は、次のとおりとする。 なお、緊急対処事態において読替える用語は、【 】書きとしている。

(1) 関係機関等

(1) 関係機関等	·
指定行政機関	次に掲げる機関で事態対処法施行令で定めるもの。 (事態対処法第2条第4号関係) 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項 及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第 3条第2項に規定する機関 2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号) 第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行 政組織法第8条の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する 機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局〔内閣府設置法第 43 条及び第 57 条(宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに 国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。〕その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるもの。(事態対処法第 2 条第 5 号関係)
指定公共機関	独立行政法人〔独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に 規定する独立行政法人をいう。〕、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の 公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対 処法施行令及び内閣総理大臣公示で定めるもの。(事態対処法第2条第6号関係)
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社〔地方道路公社法(昭和 45 年法律第 82 号)第 1 条の地方道路公社をいう。〕その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人〔地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項の地方独立行政法人をいう。〕で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて県知事が指定するもの。 (国民保護法第 2 条第 2 項関係)
国対策本部	対処基本方針等が定められたときに内閣総理大臣が、当該対処基本方針等に係る対処措置の実施を推進するため、内閣法(昭和22年法律第5号)第12条第4項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部【緊急対処事態対策本部】をいう。(事態対処法第10条、第26条関係)
県対策本部	都道府県国民保護対策本部【都道府県緊急対処事態対策本部】として設置する福島県民等保護対策本部【福島県緊急対処事態対策本部】をいう。(国民保護法第27条、第183条、福島県民等保護対策本部及び福島県緊急対処事態対策本部条例関係)
村対策本部	湯川村国民保護対策本部【湯川村緊急対処事態対策本部】をいう。 〔国民保護法第 27 条、第 183 条、村国民保護対策本部及び村緊急対処事態対策本 部条例関係〕
村国民保護協議会	湯川村国民保護協議会をいう。村国民保護協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。 1 村長の諮問に応じて村の区域に係る国民保護措置等に関する重要事項を審議すること 2 1の重要事項に関し、村に意見を述べること (国民保護法第39条及び湯川村国民保護協議会条例関係)

用 語	意味
消防機関	消防組織法第9条に掲げる消防本部、消防署及び消防団をいう。
消防本部 (消防組合)	消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合をいう。
緊急消防援助隊	消防庁長官の以下の1~3による求めに応じ、又は、4による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。 1 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、災害発生市町村に対する消防の応援等に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。 2 消防庁長官は、1の場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、1の要請を待ついとまがないと認められるときは、1の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。 3 消防庁長官は、1又は2の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の市町村長に対し、当該応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。 4 消防庁長官は、1、2又は3の場合において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属うる特別の必要があると記められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属うる都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。(消防組織法第24条の4ほか)
自主防災組織	住民の隣保協働の精神に基づく自発的な防災組織をいう。 (災害対策基本法第5条第2項関係)

(2) 関係用語

(2) 浏泳用品	
用語	意味
武力攻擊	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。(事態対処法第2条第1号関係)
緊急対処事態における攻撃	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為をいう。 (事態対処法第 25 条第 1 項、国民保護法第 172 条関係)
武力攻擊事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫している と認められるに至った事態をいう。(事態対処法第2条第2号関係)
武力攻擊予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。(事態対処法第2条第3号関係)
武力攻擊事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。(事態対処法第1条関係)
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することにより国民の生命、身体及び財産を保護することが必要なものをいう。 (事態対処法第25条第1項、国民保護法第172条関係)
NBC攻擊	核兵器及び生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう(基本指針)。また、NBCテロとは、核物質(Nuclear)、生物剤(Biological)又は化学剤(Chemical)若しくはこれらを使用する兵器を用いた大量殺傷型のテロをいう(「NBCテロ対策の推進について」平成13年4月18日付け内閣官房副長官補付(安全保障、危機管理担当)通知)。
ダーティボム (汚い爆弾)	爆薬と放射性物質を組み合わせたものをいう。核兵器に比して小規模であるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。(基本指針)
対処基本方針等 【緊急対処事態対処 方針】	武力攻撃事態等【緊急対処事態】に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針【緊急対処事態に関する対処方針】で、次の事項を定める。(事態対処法第9条第1、2項、第25条第1、2項関係) 1.武力攻撃事態であること、又は、武力攻撃予測事態であること【緊急対処事態であること】の認定及び当該認定の前提となった事実 2.当該武力攻撃事態等【緊急対処事態】への対処に関する全般的な方針 3.対処措置【緊急対処措置】に関する重要事項
対処措置 【緊急対処措置】	対処基本方針【緊急対処事態対処方針】が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。(事態対処法第2条第7号、第25条第3項関係)1.武力攻撃事態等【緊急対処事態】を終結させるためにその推移に応じて実施する措置2.武力攻撃【緊急対処事態における攻撃】から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は、武力攻撃【緊急対処事態における攻撃】が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等【緊急対処事態】の推移に応じて実施する措置

用語	意味
国民保護措置 【緊急対処保護措置】	対処基本方針【緊急対処事態対処方針】が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる国民の保護のための措置【事態対処法第25条第3項第2号に掲げる緊急対処保護措置】。なお、事態対処法第22条第1号へ【同法第25条第3項第2号】に掲げる措置にあっては、対処基本方針【緊急対処事態対処方針】が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。(国民保護法第2条第3項、第172条第1項関係)
要避難地域	住民の避難が必要な地域。(国民保護法 52 条第 2 項第 1 号関係)
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)。(国民保護法 52条第2項第2号関係)
受入地域	避難住民を受け入れるべき地域(国民保護法 58 条第 3 項関係)
避難	対策本部長の避難措置の指示を受けた要避難地域を管轄する知事が、要避難地域等の住民を避難先地域等(屋内避難を含む。)に逃がすこと。(国民保護法第52条、第54条関係)
退避	避難の指示が発令される前の時点で、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所(屋内を含む。)に逃れること。(国民保護法第112条関係)
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置等の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。(国民保護法第79条第1項関係)
緊急輸送路	県が、県機関、市町村、物資受入れ港、福島空港及び隣接県の主要路線と接続する路線等を緊急輸送路として指定したもの。(「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章) 緊急輸送路には、路線の確保する順位から以下の3つに区分される。 1 第1次確保路線 県内の広域的な輸送に不可欠な高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、優先的に確保すべき路線。 2 第2次確保路線 県地方対策本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき路線。 3 第3次確保路線 第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路。
広域陸上輸送拠点	他都道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、市町村の物資受入れ拠点への積替え・配送を行うための陸上輸送の拠点として各地方振興局管内ごとに広域陸上輸送拠点を指定したもの。(「県地域防災計画」一般災害対策編、第2章)
中継施設	避難実施時における運送車両への給油や避難住民の休憩等を行う場所を確保 するため、避難経路等に隣接する道の駅等の既存施設を利用した施設をいう。 (県計画)

用語	意味
緊急通行車両	国民保護法施行令第39条で準用する災害対策基本法施行令第32条の2に規定される緊急通行車両をいう。緊急通行車両は、次の車両であり、うち後者については、当該車両の使用者の知事又は県公安委員会に対する届出により、災害対策基本法施行細則第6条の定めの例による様式の標章及び証明書が交付される。1 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項の緊急自動車2 住民の避難、緊急物資の運送その他国民保護措置を実施するため運転中の車両(国民保護法第155条、災害対策基本法第76条第1項ほか)
避難施設	住民を避難させ、又は、避難住民等の救援を行うため、国民保護法政令で定める基準を満たす施設をいう。避難施設はあらかじめ知事が指定する。(国民保護法第 148 条第 1 1項関係) 国民保護法施行令第 35 条第 1 項に避難施設の基準として、公共施設又は公益的施設である 学校、公民館等の避難住民を収容することができる施設、 多数の避難住民の一時的避難場所に活用できるとともに、炊き出し、応急仮設住宅の建設等の救援に活用できる公園、広場などの施設、 都市部における一時的な避難に有効であると考えられる地下街等と規定される。 県計画においては、法令の避難施設の概念について、運用上、狭義の「避難施設」「福祉避難所」「一時集合場所」に区分し記述している。 ② 避難施設(狭義) 法令上の「避難施設」のうち、学校、公民館等の避難住民を収容することができる施設及び都市部における一時的な避難に有効であると考えられる地下街等をいう(福祉避難所を除く。)。 ③ 福祉避難所 法令上の「避難施設」のうち、高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。(教援の程度及び基準第 2 条関係) なお、厚生労働省と協議した上で選定する、公的宿泊施設、旅館及びホテル等の民間宿泊施設等の中で避難所として借上げ可能な施設を「借上げ避難施設」という。 ③ 一時集合場所 法令上の「避難施設」のうち、避難住民の誘導や運送の拠点となる場所で、鉄道駅や大型車両のアクセスが可能な駐車場のある公園、広場、駐車場等の公共施設であって、状況によっては、住民の一時的避難場所に活用できるとともに、炊き出し、応急仮設住宅の建設等救援に活用できるものをいう。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は、負傷した住民(当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。)の安否に関する情報。(国民保護法第94条第1項関係)

用語	意味
武力攻撃災害 【緊急対処事態にお ける災害】	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害【武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害】をいう。(国民保護法第2条4項、第183条関係)
武力攻撃原子力災害 【緊急対処事態にお ける攻撃による原子 力災害】	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害【武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害】をいう。(国民保護法第105条第7項第1号、第183条関係)
応急対策実施区域	武力攻撃原子力災害等の発生又はその拡大を防止するための応急の対策 (「応急対策」という。) を実施すべき区域をいう。 (国民保護法第 105 条第 7 項第 1 号関係)
現地調整所	武力攻撃災害等が発生した場合等において、現地における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施するための活動についての協議、調整を行う場をいう。原則として、武力攻撃災害等の対処についての協議・調整の必要を認めた市町村現地指揮責任者が、その都度、集合場所を指定のうえ、招集するものとする。(県計画、県NBC災害等連携指針)
生活関連等施設	次に掲げる施設で国民保護法施行令で定めるもの。(国民保護法第 102 条第 1 項関係) 1.国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著 しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設 2.その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれが あると認められる施設
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中の飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれのある物質(生物を含む。)で国民保護法施行令で定めるもの。(国民保護法第103条第1項関係)
国民保護等派遣	知事が、県の区域における国民保護措置等(治安の維持に係るものを除く。) を円滑に実施するため、自衛隊法第8条に定める自衛隊の部隊等の派遣を要請す ることができることをいう。(自衛隊法第77条の4関係)
赤十字標章等	第一追加議定書[1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)をいう。]第8条(m)の特殊信号又は第一追加議定書第18条3の身分証明書及び白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章をいう。(国民保護法第157条第1、2項関係)
特殊標章等	第一追加議定書第 66 条3の国際的な特殊標章又は同条3の身分証明書をいう。(国民保護法第158条第1項関係)
トリアージ	災害や事故などで同時発生した大量の負傷者を治療する際、負傷者に治療の優先順位を設定する作業。死亡・重傷・中等症・軽症を区分できるラベル(トリアージ・タッグ)を、負傷者の手首などに巻き付ける。限られた医療資源で最大限の救命効果をもたらそうとするもの。(三省堂「デイリー新語辞典」)